

第 2 次 宇 美 町 総 合 福 祉 計 画

- 宇美町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 宇美町高齢者福祉計画
- 宇美町障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 宇美町再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進基本計画

令和3年3月
令和4年10月改定版（3年度評価）
宇 美 町

はじめに

わが国では、少子高齢化や核家族化が進行し、地域における助け合いの意識の希薄化や地域活動の担い手不足など、地域づくりを支えてきた各種基盤の弱体化が危惧されています。

これらの一つの要因に、物質的な豊かさと情報化社会により、人との繋がりを持たなくても以前より生活がし易くなったことがあると思われます。



しかしながら、災害時の助け合いや、子どもの成長過程での集団行動における社会での人との繋がりによる協調性を得ていくこと等は、必要であると多くの方が思われています。

また、生活困窮や疾病、介護、子育てなどの複数の課題を抱える個人や世帯が孤立することや、ひきこもり等の課題が多くなっています。

このような状況のもと本町では、現行の第1次宇美町総合福祉計画（平成28年度～令和2年度）の期間満了に伴い、新たな福祉施策の方向性を示した第2次計画を策定いたしました。

本計画においては、これまでの基本理念である「わたしもあなたも地域の主役 みんなで支えあい、ひとも地域もいきいき輝くまちづくり」を継承しつつ、新たに「地域共生社会の実現」の理念を加え、一人一人が生きがいや役割を持ち、世代や分野を超えてつながり暮らししていくことのできる社会を目指すこととしております。

本町としましては、住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会を築くために、地域住民をはじめ、福祉関係者・支援関係機関などと連携して地域福祉の推進に取り組んでまいります。

町民の皆様には、見守りや居場所づくりなどの活動を通じて、困りごとを抱える個人や世帯を早期に発見し、お互いに協力して支援につないでいただくとともに、地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するために、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご意見をいただきました策定会議委員の皆様、住民アンケートに御協力いただきました皆様、そのほか策定に関わっていただきました関係各位に対しまして、心より深くお礼申し上げます。

令和3年3月

宇美町長 木 原 忠

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制と町民参画	4
第2章 宇美町の現状	5
1. 人口構造の変化	5
2. 高齢化の状況	6
3. 要援護者の増加	8
4. 世帯の状況の変化	9
第3章 計画の基本理念と基本目標	10
1. 計画の基本理念	10
2. 計画の基本目標	10
3. 計画の体系	11
4. 計画の策定領域	12
第4章 計画の基本施策	13
基本目標1 地域で支えあうまちづくり	13
基本目標2 すべての人が適切なサービスを受けられるまちづくり	28
基本目標3 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり	43
基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり	53
第5章 障がいのあるなしに関わらず暮らせるまちづくり	62
1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標	62
2. 障がい福祉サービス等の事業量見込み	67
3. 児童福祉法上のサービスの事業量見込み	73
4. 地域生活支援事業の事業量見込み	76
5. サービス見込量等確保のための方策	79
第6章 計画の実現のために	80
1. 関係機関等との連携・協働	80
2. 社会福祉協議会の基盤強化	80
3. 計画の進捗管理	81
資料編	82
1 宇美町総合福祉計画策定会議委員名簿	82

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

近年、各地で自然災害が頻発しています。本町周辺では大きな被害こそ無かったものの、報道等を通じて被災地の悲惨な状況を目の当たりにすることで住民の不安感は今までに高く高まっています。また、計画策定時点では新型コロナウイルス感染症の収束は見通せず、感染防止を目的として外出を控える動きが定着しつつあります。このことによって、高齢者の閉じこもり傾向が一段と進み、要介護状態になるリスクが増える等の新たな課題が心配されています。

さらに、「ダブルケア」（子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）や「8050 問題」（80 歳代の高齢者が 50 歳代の引きこもりの子どもの生活を支える問題）などの複合的な課題を抱える住民の増加や、公的福祉の対象ではなくとも普段の生活に困っている人の増加などが本町でもみられます。

これらの新たな課題の多くは、従来のように高齢者や障がいのある人など、対象者や分野ごとに「縦割り」ではなく、分野横断的に福祉施策を考えることでより柔軟に対応できると考えます。そこで、本町では、これまで対象者毎に個別に策定してきた福祉分野の計画を統合し、平成 28 年 3 月に「宇美町総合福祉計画」を策定しました。「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現を目指すために、「わたしもあなたも地域の主役 みんなで支えあい、ひとと地域もいきいき輝くまちづくり」を基本理念に掲げ計画を推進してきました。

この度計画期間が満了することから、計画を見直すとともに、「地域福祉活動計画」「再犯防止推進計画」「障がい児福祉計画」「成年後見制度利用促進基本計画」の 4 計画を追加し、新たに「第 2 次宇美町総合福祉計画」を定めます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町における福祉分野の総合計画として位置づけられます。本計画には、下記に挙げる計画が内包されています。

（1）地域福祉計画・地域福祉活動計画

地域福祉計画	地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく行政計画です。最上位計画である「第 6 次宇美町総合計画」のもと、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の「上位計画」に位置づけられます。関連する福祉部門の各種計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定しています。
--------	--

地域福祉活動計画	地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が策定する計画です。 町が策定する福祉計画と連携・協働し、地域住民及びボランティア団体、福祉や介護等の関係団体が相互に協力して、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動をまとめたものです。
----------	---

(2) 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、すべての高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健康でいきいきと安心して暮らせる社会を構築するための、保健福祉事業全般に関する総合計画であり、国の策定指針を踏まえて策定しました。また、上位計画となる「第 6 次宇美町総合計画」の他、町の各種関連計画や「福岡県高齢者保健福祉計画」、特に密接な関連性を持つ「福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画」との整合性を確保するものとします。 なお、介護保険事業計画のうち、総合事業に係る内容も含めて策定しています。
---------	---

(3) 障がい者基本計画

障がい者基本計画	障がい者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)です。町における障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がいのある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、町民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画です。
----------	---

(4) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画	障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障がい福祉計画」です。障がい者プランの中の「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画的なものとして、3 年を 1 期として策定する短期の計画です。
障がい児福祉計画	障がい児福祉計画とは、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」としての障がい児通所支援等の提供体制その他障がい児通所支援等の円滑な実施について定めた計画であり、3 年を 1 期として策定する短期の計画です。

(5) 再犯防止推進計画

再犯防止推進計画	再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。
----------	---

(6) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度 利用促進基本計画	成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく「市町村が定める基本的な計画」として策定します。
--------------------	---

3. 計画の期間

各計画の計画期間は下表に挙げるとおりです。なお、社会情勢や町民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 1 計画の期間

計画名称	期	計画期間	
総合福祉計画	第2期	令和3～令和8年度	6年間
地域福祉計画	第2期	令和3～令和8年度	6年間
地域福祉活動計画	第2期	令和3～令和8年度	6年間
高齢者福祉計画	第9期	令和3～令和5年度	3年間
障がい者基本計画	第4期	令和3～令和8年度	6年間
障がい福祉計画	第6期	令和3～令和5年度	3年間
障がい児福祉計画	第2期	令和3～令和5年度	3年間
再犯防止推進計画	第1期	令和3～令和8年度	6年間
成年後見制度利用促進基本計画	第1期	令和3～令和8年度	6年間

4. 計画の策定体制と町民参画

(1) 計画策定会議の設置

本計画を策定するにあたり、専門的な見地から意見を聴取するために、「宇美町総合福祉計画策定会議」を設置し、審議を行いました。

(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、町民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「宇美町地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

[アンケート調査の実施概要]

調 査 対 象	町内在住の満 20 歳以上の町民 1,500 人（無作為抽出）
調 査 方 法	郵送による配布・回収
調 査 期 間	令和 2 年 8 月 7 日～令和 2 年 9 月 8 日

(3) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、本町で暮らす障がいのある方の意識や生活課題を把握するために、「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

[アンケート調査の実施概要]

調 査 対 象	町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び障がい児通所支援サービス利用者 957 人
調 査 方 法	郵送による配布・回収
調 査 期 間	令和 2 年 8 月 7 日～令和 2 年 9 月 8 日

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、町民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。

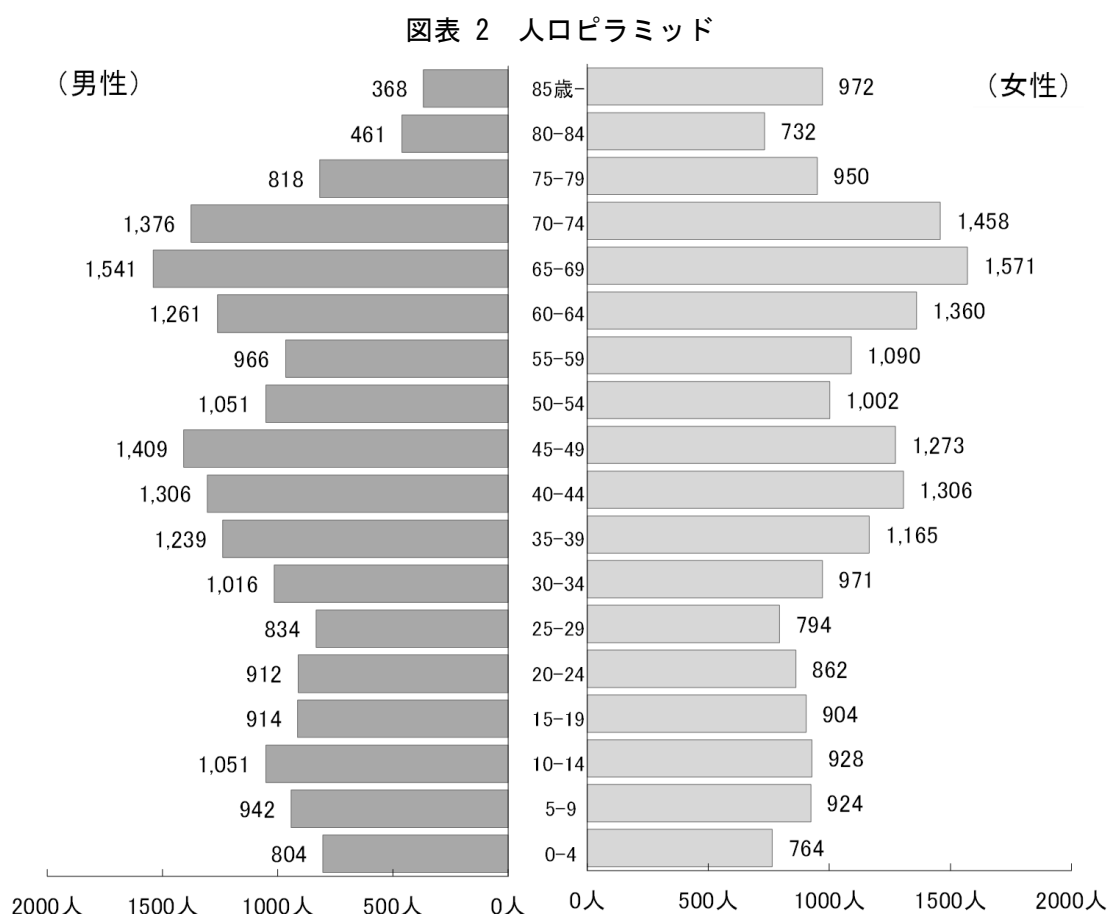
第2章 宇美町の現状

1. 人口構造の変化

本町の総人口は令和2年4月1日時点で37,295人であり、うち、男性は18,269人、女性は19,026人となっています。そのうち、高齢者（65歳以上）の人口は10,247人となっており、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は、27.5%となっています。性別の高齢化率は、男性（25.0%）よりも女性（29.9%）の方が高くなっています。

年齢別人口構成をみると、男女ともに65～69歳の人口が最も多いことが分かります。また、25～29歳までの年齢階層が最も人口が少なくなっています。

人口を年齢別に3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）し、その内訳の推移をみると、15歳未満の人口は若干の変動はあるものの、概ね横ばいから微減傾向で推移しています。一方、65歳以上の人口は令和2年で10,247人となっており、平成23年時点と比較して、約1.5倍となっています。



資料：住民基本台帳（令和2年4月1日時点）

人口ピラミッドを見ると、65～69歳の人口の次に、40～44歳、45～49歳の人口が多くなっています。この世代が高齢期に達するまでには10～15年ほどの猶予があります。したがって、本町の高齢化は今後、緩やかに進行したのち、再び加速することが予想されます。

図表 3 人口の推移（年齢3区分別）



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

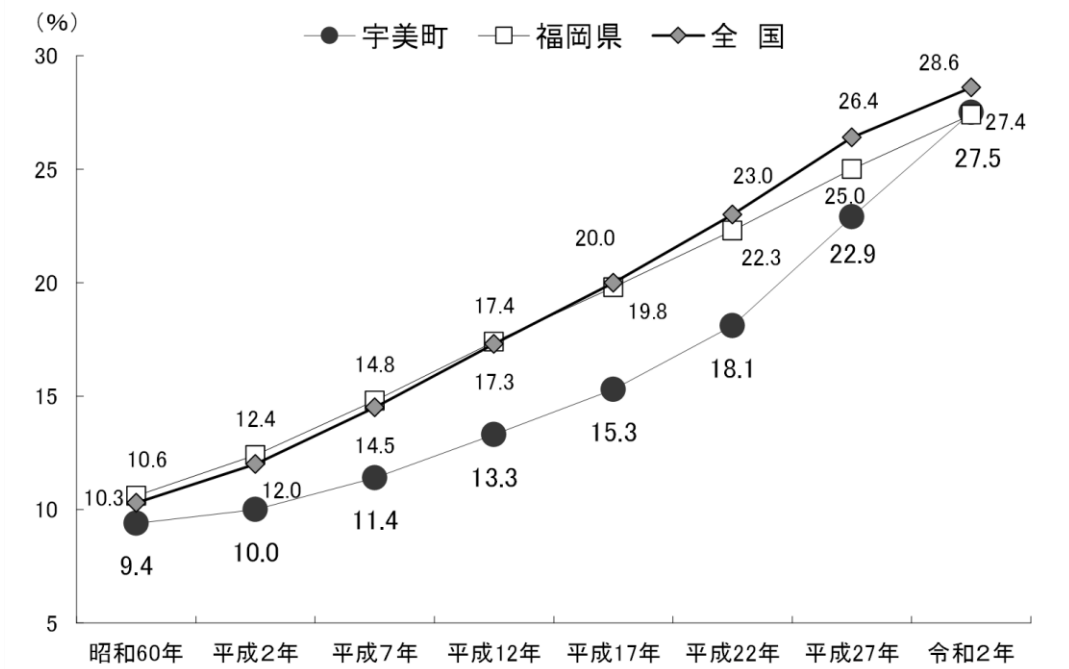
2. 高齢化の状況

本町の高齢化率を県、国と比較すると、昭和60年～平成27年までは県、国の平均値を下回って推移していますが、令和2年では県の数値を若干上回っています。

一方、小学校区別に高齢化の状況をみると、宇美東小学校区の高齢化率は31.9%となっており、高齢化率が最も低い宇美小学校区（24.6%）と比較して約1.3倍の地域格差があることが分かります。

今後、高齢化の進行に伴い、何らかの支援が必要な高齢者が増大することが考えられます。それは、年金・医療・福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増大をもたらし、社会経済全体に大きな影響を及ぼします。そのため、行政からの支援以外にも、高齢者本人の自助によるものや地域住民同士の助け合い（互助）を含めた取り組みを推進し、社会全体で地域を維持していく仕組みを作ることが必要となってきます。

図表 4 高齢化率の推移

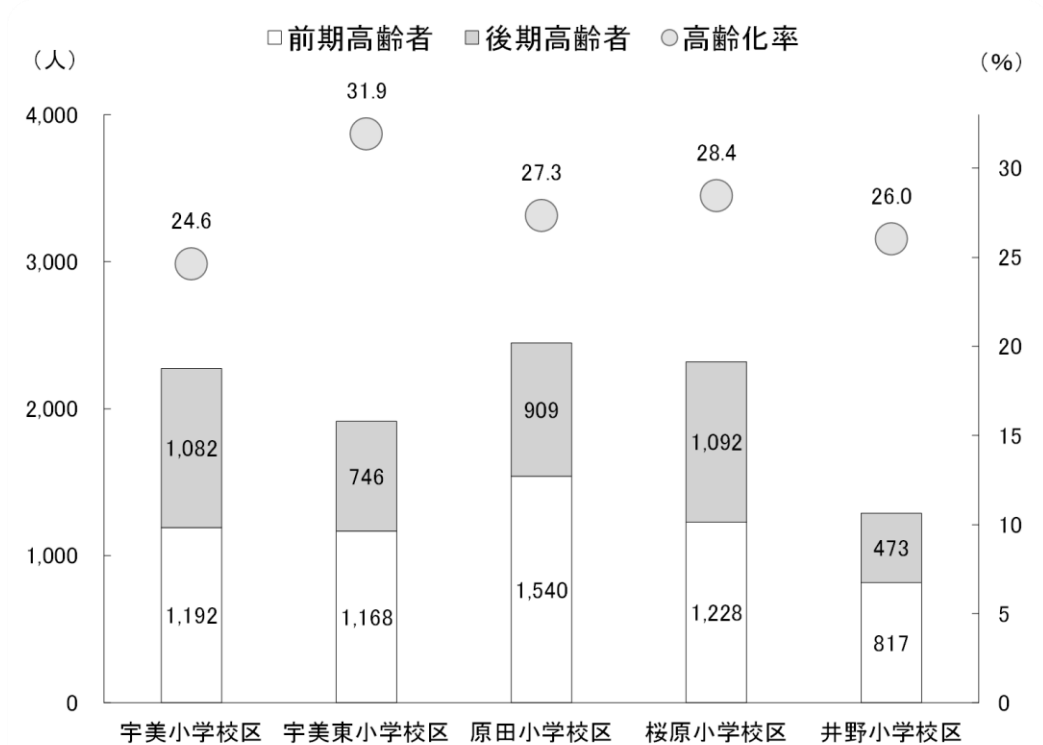


資料：昭和 60 年～平成 22 年：国勢調査（各年 4 月 1 日時点）

※但し、平成 27 年、令和 2 年は住民基本台帳（4 月 1 日時点）

※全国の令和 2 年の数値に関しては総務省統計局（4 月 1 日確定値）

図表 5 校区別の人口と高齢化率



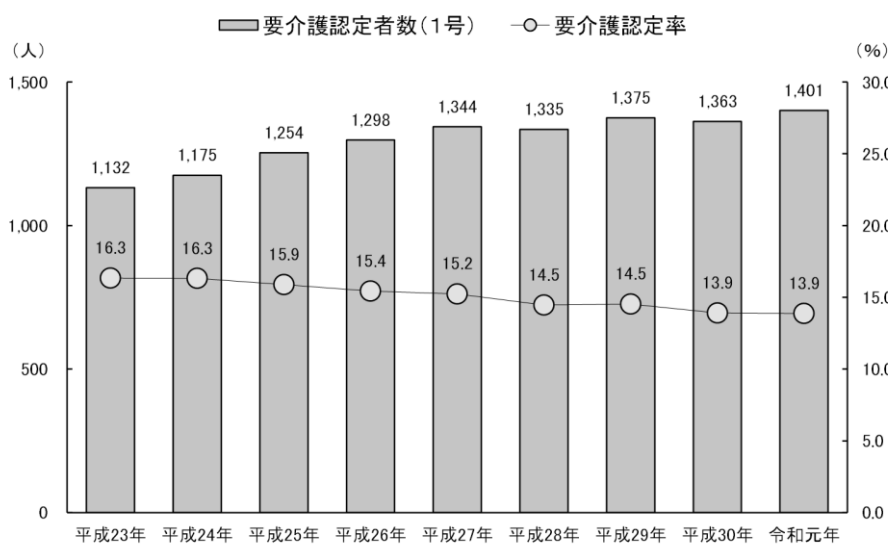
資料：住民基本台帳（令和 2 年 4 月 1 日時点）

3. 要援護者の増加

高齢化の進行に伴い、介護等、生活に何らかの支援を必要とする要援護者も増加しています。本町の65歳以上の要介護認定者数は、平成23年以降、若干の変動はあるものの、おおむね増加傾向で推移しています。一方、要介護認定率（第1号被保険者数に対する要介護認定者数の割合）は低下傾向にあります。

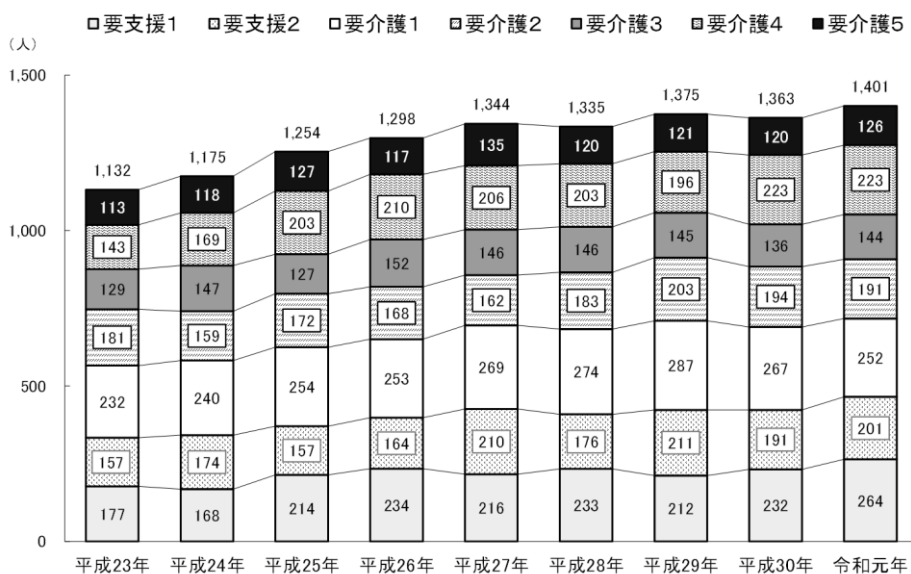
要介護認定者の増大に伴い、介護をする家族の負担も大きくなります。要介護者や家族介護者への支援やサービスの提供のほか、介護予防の取り組み、地域社会全体での支え合いの仕組みを作ることで、介護者の負担軽減を図る必要があります。

図表 6 要介護認定者数及び要介護認定率の推移



資料：介護保険事業報告（各年9月末時点）

図表 7 要介護度別認定者数の推移



資料：宇美町（各年9月末時点）

4. 世帯の状況の変化

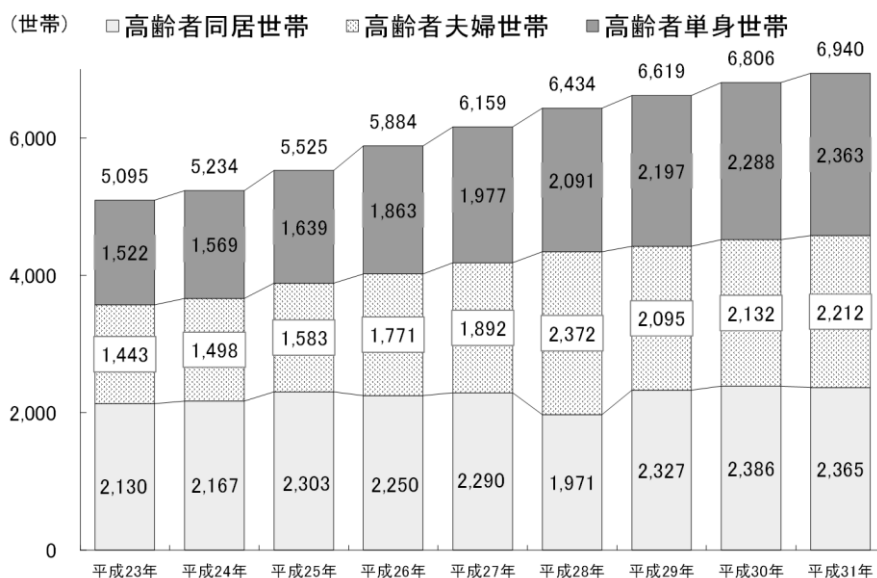
人口構造や働き方・暮らし方、価値観の変化に伴い、家族の形態が多様化しています。

本町の世帯の状況をみると、高齢者を含む世帯の数は、年々増加していることが分かります。特に、高齢者単身世帯は平成23年に1,522世帯であったのが、平成31年には2,363世帯と、約1.5倍となっています。

また、家族形態の多種多様化や世帯人員の減少により、日常的なケアが必要な家族のいる家庭では特に、日常生活における不安や悩みを相談できる相手がなくなったり、世帯の状況の変化を周囲が気づき支えるという人間関係を構築しにくくなったりするなど、社会から孤立することも考えられます。

今日では、子育てや高齢者、病気、障がいなどの複数の課題を同時に抱える世帯も少なくなく、これまで支援が必要な対象者ごとに縦割りで用意されていた公的制度で支援をすることが難しいケースも発生しています。このような背景から、地域の実情に応じて、子育て・高齢者・障がい等の福祉分野の連携が必要であることはもちろん、難病や精神疾患などの保健分野との連携を今まで以上に強化していくなど、総合的・包括的な支援体制を作り上げる必要があります。

図表 8 世帯の推移



資料：宇美町（各年4月1日時点）

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

[基本理念]

わたしもあなたも地域の主役

みんなで支えあい、ひとも地域もいきいき輝くまちづくり

2. 計画の基本目標

本計画の基本理念「みんなで支えあい、ひとも地域もいきいきと輝くまちづくり」を実現するために、次に挙げる4つの基本目標を設定します。

[基本目標]

1. 地域で支えあうまちづくり
2. すべての人が適切なサービスを受けられるまちづくり
3. いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり
4. 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

3. 計画の体系



4. 計画の策定領域

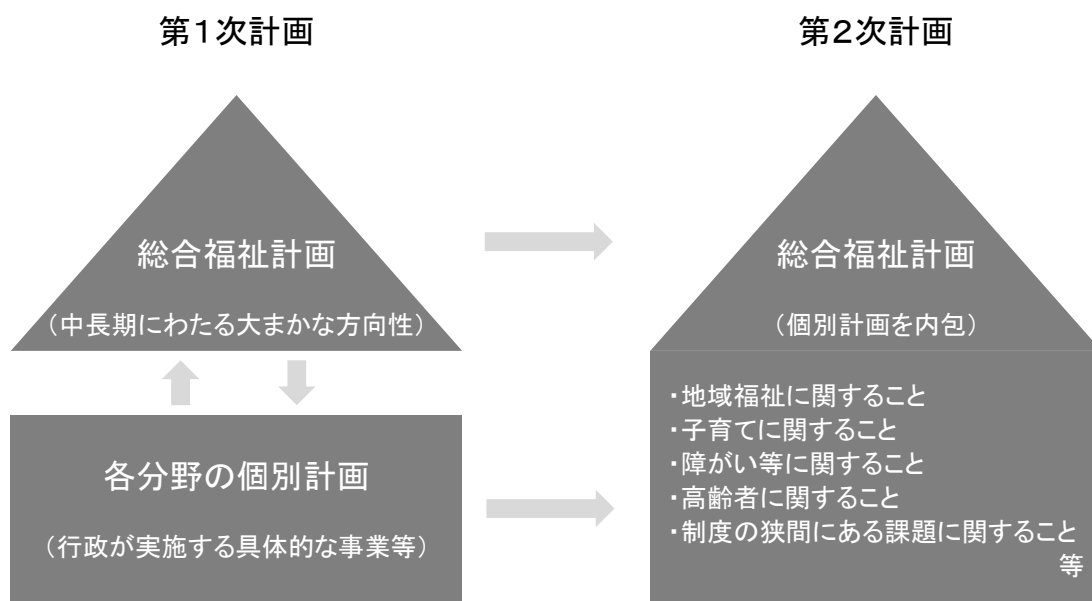
(1) 総合福祉計画の策定領域

本計画は、本町にある地域の生活課題を踏まえ、中長期にわたる大まかな方向性を示すものです。しかしながら、生活課題の多くは行政のみで解決できないものも多くあります。そこで、本計画では、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点からそれぞれの主体に期待される取組を盛り込みました。それぞれの役割に応じて、各主体が相互に連携・共働を図るきっかけとなることを期待しています。

(2) 総合福祉計画と個別計画との関係

行政が実施する具体的な事業や施策については、すでに個別計画を策定しています。必要最小限の記述に留めていた第1次計画を発展させ、第2次計画では個別計画の内容を内包する形で策定しました。

図表 9 総合福祉計画と個別計画の関係



第4章 計画の基本施策

基本目標1 地域で支えあうまちづくり

(1) 地域福祉の意識づくり

[現状と課題]

平成28年7月に厚労省の「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」において、社会保障政策の枠を超えた生活保障政策の全体的な再構築を図るため、すべての世代・すべての生活課題を対象とし、多様な社会福祉施策を一体化した統合的な地域ケアを構築する政策として「地域共生社会」の実現という方針が打ち出されました。また、平成30(2018)年4月施行の改正社会福祉法においては、高齢期のケアを念頭に置いた地域包括ケアシステムを引き続き推進しつつ、地域包括ケアシステムの考え方を、障がい者、子どもなどへの支援や複合的な課題にも広げた2040年を展望した「地域共生社会」へのシフトが明示されました。

基本理念に掲げる、「みんなで支えあい、ひとも地域もいきいきと輝くまち」を実現するためには、まずは住民の地域福祉に対する意識を高めていく必要があります。地域福祉に関するアンケート調査結果からは、約4割の人が会えばあいさつをする程度の近所付き合いであることが分かります。一方、「付き合いはほとんどない」と回答した人の割合は前回調査では3.9%であったのが今回調査では9.6%と約2.5倍に増加しています。

図表10 前回調査結果との比較

項目	前回調査	今回調査
「付き合いはほとんどない」と回答した人の割合	3.9%	9.6%

※ 宇美町地域福祉に関するアンケート調査結果。

※ 前回調査結果は平成27年度、今回調査結果は令和2年度実施。(以下、同じ)

「自ら進んで日頃から住民同士のつながりをもつように心がけることが、地域社会の問題に対する住民同士の協力のために必要だ」と回答した人の割合は前回調査結果(35.3%)に比べて減少する一方、「行政(町)が地域活動の相談窓口や支援体制を充実させること」と回答した人が増加し2番目に多く挙げられるなど、住民の意識にも多少の変化が見られます。ただし、近隣との関係が希薄になりつつあっても、住民同士のつながりを重要だと感じている住民は依然として多いことが分かります。

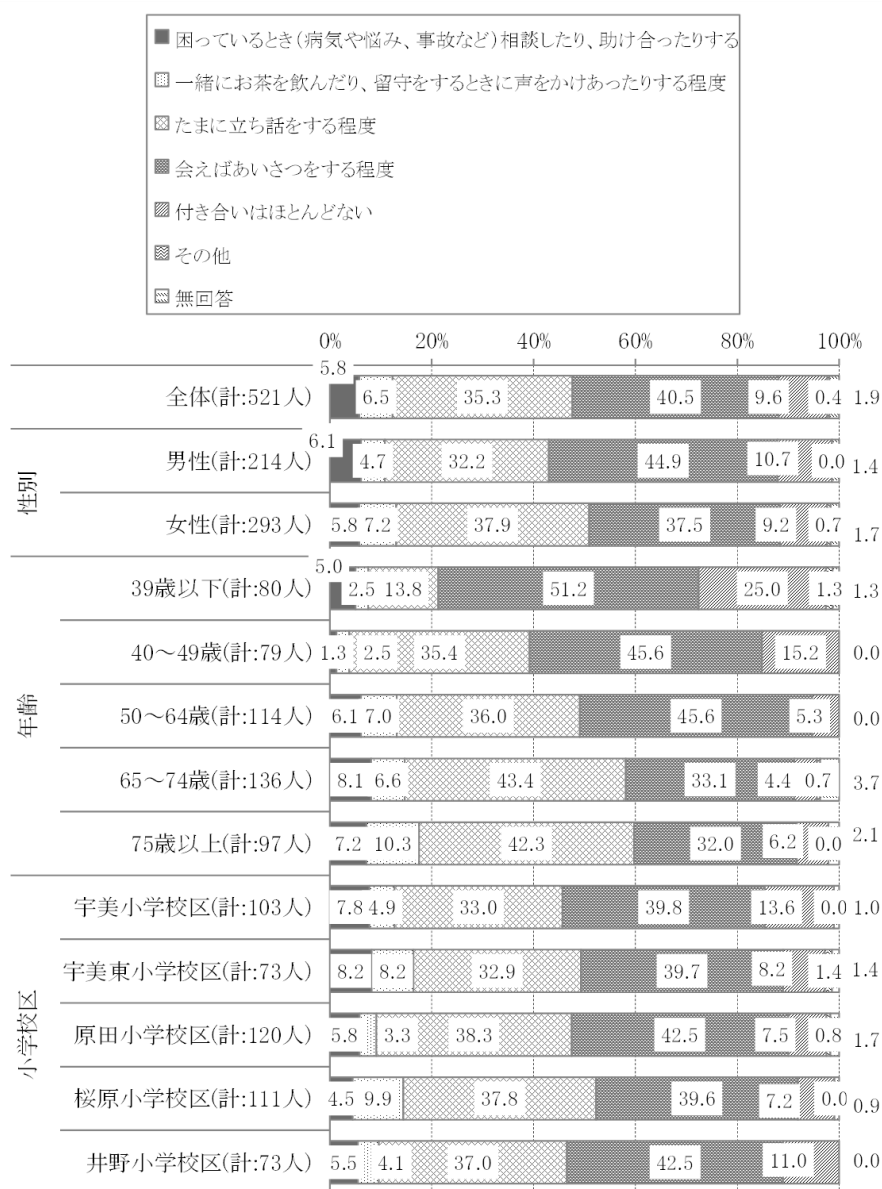
図表11 前回調査結果との比較

項目	前回調査	今回調査
自ら進んで日頃から住民同士のつながりをもつように心がけることが、地域社会の問題に対する住民同士の協力のために必要だと回答した人の割合	35.3%	29.2%

障がい者に対して、町全体で障がい者（児）への理解が深まっていると感じるかを尋ねたところ、「かなり深まった」または「まあまあ深まった」と回答した人の割合は 12.1% に留まり、「あまり深まっていない」または「まったく深まっていない」と回答した人の割合は 36.1% となっています。普段の暮らしのなかで、障がい者（児）への差別や偏見（誰かにされて嫌だと思うこと）を感じたことが「よくある」または「時々ある」と回答した人の割合は 40.9% となっていることから、本町にとって地域福祉の意識づくりに向けた取組は道半ばであることが分かります。

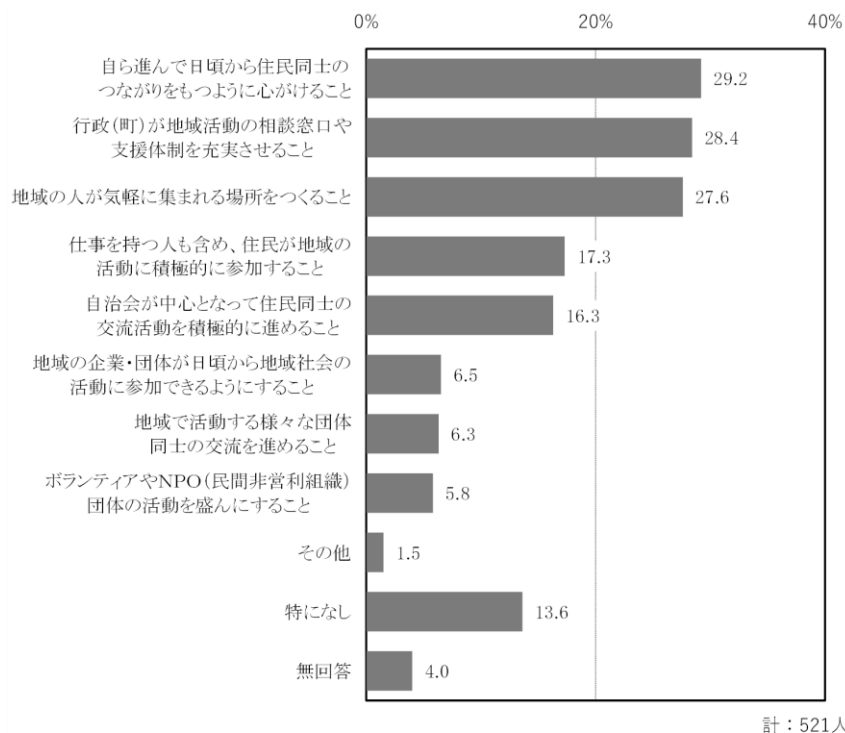
いわゆる「団塊ジュニア世代（1971 年～1974 年生まれ）」が 65 歳以上の高齢者となる 2040 年を踏まえつつ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、また地域住民や地域の多様な主体が参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えつつなことで、住民一人一人が生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指していく必要があります。

図表 12 近所との付き合い方



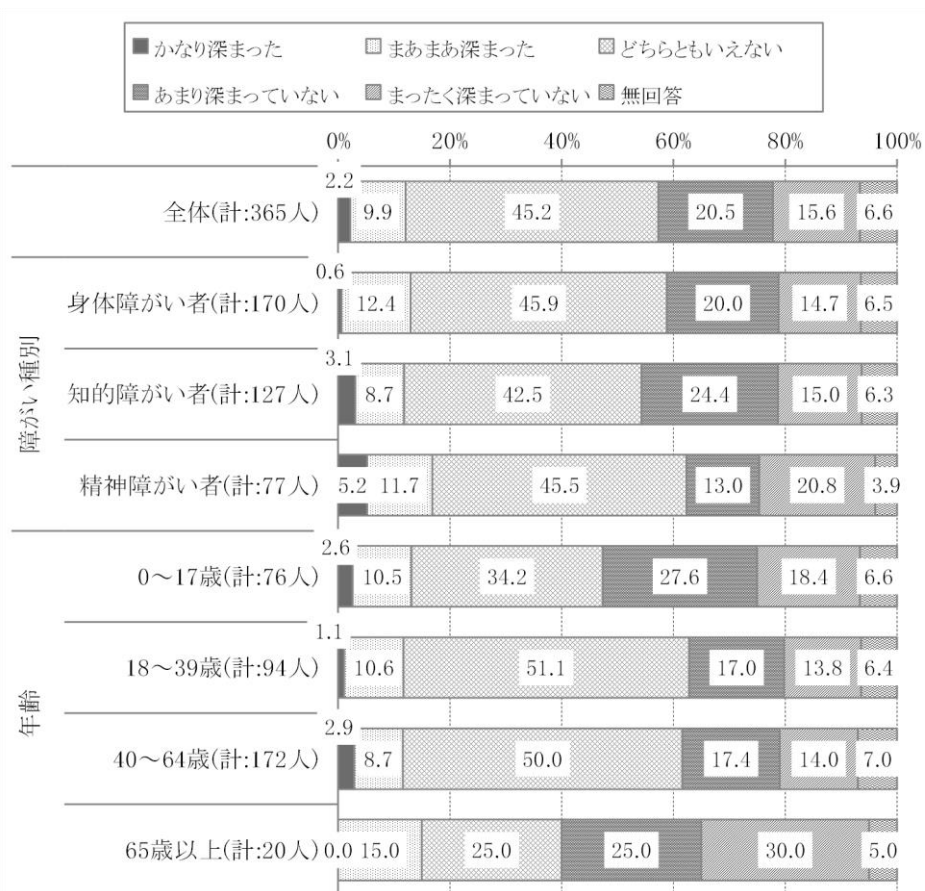
資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（地域福祉）

図表 13 地域社会の問題に対する住民同士の協力のために必要なこと



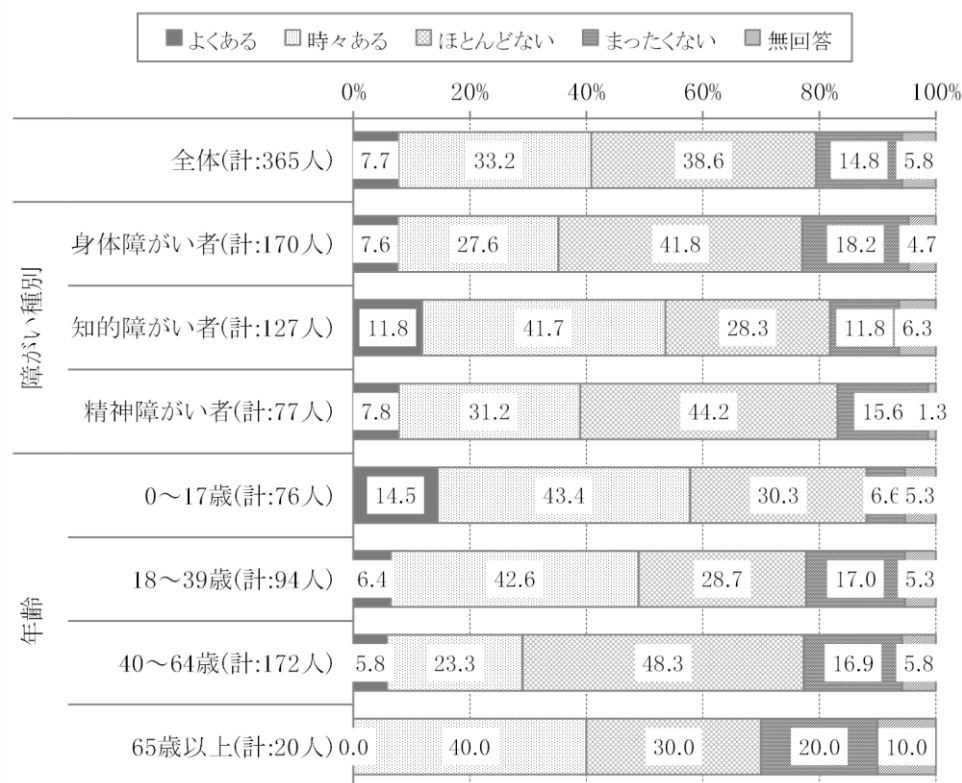
資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（地域福祉）

図表 14 町全体で障がい者（児）への理解が深まっていると感じるか



資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（障がい福祉）

図表 15 障がい者（児）への差別や偏見を感じた経験



資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（障がい福祉）

[行政（町）の取組]

① 地域福祉計画

No.	取組	内容
地- 1	各種イベント開催の推進	町が主催する行事にだれもが参加できるように配慮し、共に集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。

② 高齢者福祉計画

No.	取組	内容
高- 1	「我が事・丸ごと」の意識づくりと総合相談支援体制の整備	すべての住民が「我が事」として地域づくりに主体的に取り組める仕組みの構築を推進します。また、高齢者のみならず生活上の困難を抱える人や障がいのある人に対して、公的サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制を整備します。
高- 2	高齢者虐待の防止・早期発見	家族やサービス事業所から虐待を受けている高齢者の早期発見や相談支援に努め、地域包括支援センターが窓口となることを認知症サポート養成講座、広報、ホームページ、高齢者便利帳等により周知していきます。

③ 障がい者基本計画

No.	取組	内容
-----	----	----

障- 1	障がいや障がい者(児)に対する理解促進	町のホームページや広報うみ、ポスター掲示等によって、障がいや障がい者(児)に対する理解を進めます。
障- 2	障がい者への虐待防止、要援護者に対する支援	障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)に基づき、障がい者への虐待防止、要援護者に対する支援を行います。
障- 3	障がいのある人への差別解消に関する対応の推進	障がいのある人への差別解消に関する啓発に努めるとともに、「宇美町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要綱」(以下、「職員対応要綱」という。)に基づき、必要かつ合理的な配慮の実施及び「障がい者差別解消支援地域協議会」組織の整備に努めます。 また、国が策定する基本方針に基づき、障がいを理由とする差別の解消のための具体的な配慮等について、学校や関係機関団体への周知を行い、差別の解消を推進します。
障- 4	障がいのある人への虐待の防止	障がい者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発を行い、障がいのある人への虐待事案の対応に取り組みます。
障- 5	障がいのある人に対する権利擁護の推進	障がいのある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害から救済するため、町の障がい者虐待防止センターの利用の促進を図り、相談・紛争解決等に努めます。
障- 6	福祉サービスの苦情・解決	福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するため、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会の活用を図り、福祉サービス利用者等の権利擁護に努めます。
障- 7	成年後見制度の普及	財産管理や契約締結時等に必要な判断能力が低下した場合に、本人に代わってこれらの行為を行う成年後見制度の周知に努めます。
障- 8	人権教育の推進	7月に実施する「宇美町人権問題啓発講演会」において、広く人権尊重の大切さを呼びかけるとともに、日常生活において態度と言動に現れるような人権教育を推進します。

④ 再犯防止推進計画

No.	取組	内容
再- 1	再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	7月の再犯防止啓発月間において、各種会議や広報誌、インターネット上での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 1	広報活動の充実・さまざまな媒体を活用した情報の発信	社協だより、ホームページ、フェイスブックなどを活用し、住民の福祉意識の向上に努めます。また、社協作成の福祉 DVD「ふくしぷらす」やパンフレットを活用し、福祉や社会福祉協議会の仕事についての理解を深めます。
社- 2	地域福祉をすすめる福祉学習推進事業	住民の地域福祉への理解を深め、関心を持ち、積極的に地域の福祉活動に参加していただくため、講座や研修会、講演会を実施します。
社- 3	児童・生徒への福祉学習（教育）の推進	「夏休み福祉体験スクール」における補助犬体験学習など、福祉を身近に感じることのできる講座の開催。また、福祉教育教材「ともに生きる」の配布などにより、高齢者や障がい者などに対する理解を深めるとともに、福祉に対する意識の向上を図ります。
社- 4	小中学校総合学習への支援	車イス・アイマスク体験・高齢者疑似体験、福祉に関する講演など小中学校における総合学習を支援し、福祉を体験的に学べる機会の提供を図ります。
社- 5	福祉協力校の活動援助	福祉意識の向上を図るため、町内小・中学校を社会福祉協力校に指定。学校と連携しながら、福祉教育や校外活動を援助します。
社- 6	疑似体験用具等の貸出	加齢や障がいについて理解を深めるため、高齢者や視覚障がいのある人に関する身体的機能を疑似体験し、学習できる用具の貸出しを行います。
社- 7	社会福祉実習の指導	社会福祉を学ぶ学生を受け入れ、社協事業や地域活動などの実習を通し、地域福祉への理解を深め、関心を高めることにより、地域福祉の担い手となるよう指導、援助を行い、人材育成に努めます。

[住民に期待する行動目標]

- 積極的にあいさつや声かけをするなかで、隣近所との関わりを深めるとともに、地域に対する関心を持ち、自治会をはじめとした地域コミュニティの行事などに積極的に参加しましょう。
- 自治会をはじめとした地域コミュニティに参加しやすくなるよう工夫することで、多くの人が地域に関わることができるように努めましょう。
- 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めましょう。特に高齢者や障がいのある人に対する思いやりの心を育みましょう。
- 生活する上で困ったことがあれば、身近な人や民生委員・児童委員、公的機関の窓口等に相談し、「助けられ上手」になるよう努めましょう。

取組の No.欄には、それぞれの計画に対応した施策ごとに連番を振っています。なお、番号の左にある漢字はそれぞれ以下の計画を表します（以下、同じ）。

地- 地域福祉計画

高- 高齢者福祉計画

障- 障がい者基本計画

成- 成年後見制度利用促進計画

社- 地域福祉活動計画

再- 再犯防止推進計画

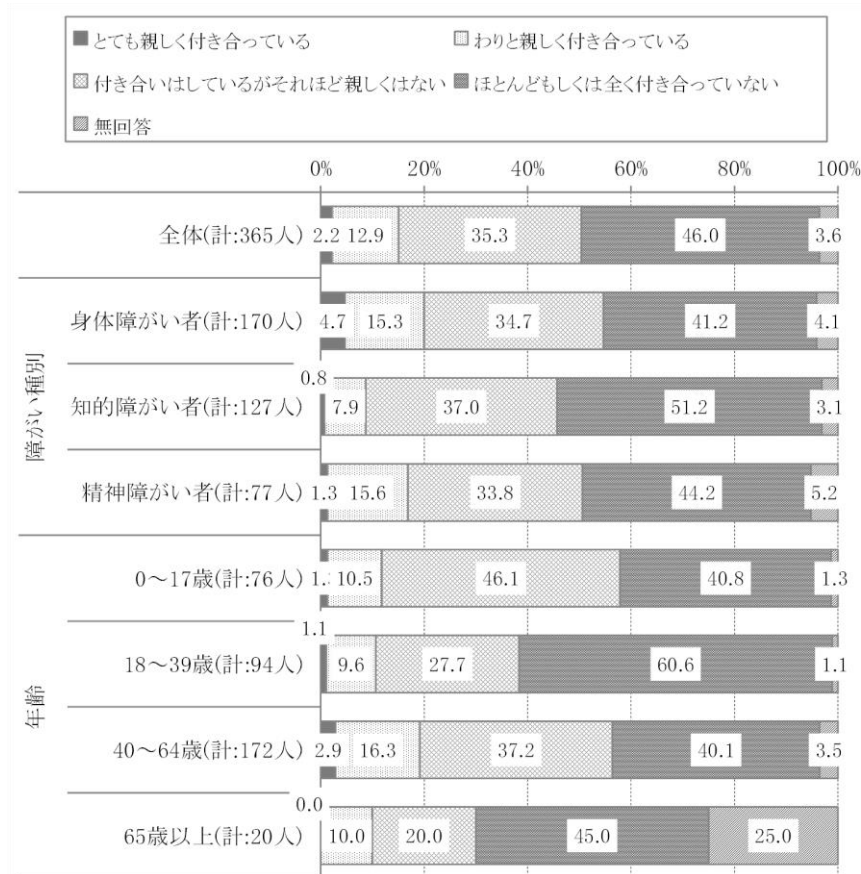
（２）交流・ふれあいの促進

閉じこもり傾向をもたらす要因には身体的、心理的、社会・環境要因の３要因があるとされており、それらの要因が相互に関連して発生するものと考えられています。

本町では、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、住民の外出を控える動きが長期化しつつあります。福岡県介護保険広域連合が実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によれば、本町の高齢者のうち閉じこもりに関してリスクがあると判定された人の割合は 11.5% となっていますが、この調査は令和元年に実施したものであり、新しい生活様式の定着に伴って、今後、閉じこもり傾向のある高齢者の割合が増加することが考えられます。令和２年 7 月 28 日に国立長寿医療研究センターから公表された「新型コロナウイルス感染症禍において通いの場を開催する際の 8 つの工夫」等を踏まえ、宇美町新型コロナウイルス等対策行動計画との調和に配慮しつつ新型コロナウイルス感染防止対策をとるとともに、新しい生活様式にも対応した取組によって高齢者の活動の場を確保することで、交流やふれあいを促進していく必要があるといえます。

一方、障がい者に対して現在どの程度近所付き合いをしていますかとたずねたところ、「ほとんどもしくは全く付き合っていない」と回答した人の割合が最も高く、46.0% となっています。地域の実情や特性を踏まえながら、障がいのある、なしに関わらず住民が交流やふれあいを通じて活動的な生活を営めるように、住民が気軽に集い、仲間と出会うことができる憩いの場や機会をつくっていく必要があります。

図表 16 近所付き合いの程度



資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（障がい福祉）

[行政（町）の取組]

① 地域福祉計画

No.	取組	内容
地- 2	住民同士の交流促進	住民の交流の現状や情報などを広報うみやホームページを通じ広く伝え、交流を促進するとともに、地域でのふれあい活動に関する各種事業の拡充を図ります。
地- 3	地域交通の見直し検討	福祉巡回バス（ハピネス号）の運行について、自治会をはじめとした地域コミュニティの活動に合わせる等、障がい者及び高齢者等の交通手段の確保に配慮した地域交通の見直しを検討します。

② 障がい者基本計画

No.	取組	内容
障- 9	学校教育における障がい者との交流の実施	学習指導要領に則り、公正・公平な態度や社会正義、規則の尊重、生命の尊厳等について道徳教育の充実を図るとともに、総合的な学習の時間等を利用し、障がいのある人との交流を行っていきます。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 8	ふれあいいきいきサロンの活動支援	住民同士がつながり、交流できる場として自治会単位で開催されるふれあいいきいきサロンを推進し、新規立ち上げや活動支援、助成、サロン交流会（情報交換会）の開催などを行います。
社- 9	独居高齢者会食会の実施	お一人暮らしの高齢者の交流、仲間づくりを目的として、ふれあい会食会を開催します。
社- 10	在宅介護者リフレッシュ事業の実施	在宅で介護をされている方、されていた方を対象として、交流とリフレッシュを目的とした、バスハイクや会食等を行います。
社- 11	障がい児親子交流事業の実施	知的障がいや支えを必要とする未就学児の親子を対象に、交流と友達づくりを目的とした、親子バスハイク等を行います。

[住民に期待する行動目標]

- 自治会をはじめとした地域コミュニティの行事やイベントなど、交流の場に積極的に参加するとともに、世代間交流の機会をつくりましょう。
- 自治公民館などを地域の交流の場として積極的に活用していきましょう。

(3) 支えあいとボランティア活動の促進

現在地域福祉の重要な担い手として大きく貢献いただいているのは、本町において最も人口の多い階層である、いわゆる「団塊の世代」です。この世代は 2025 年までに順次 75 歳以上の後期高齢者に移行します。本町において、2025 年には 65 歳から 74 歳までの前期高齢者が減少することで、地域福祉の担い手不足が深刻化することが見込まれています。

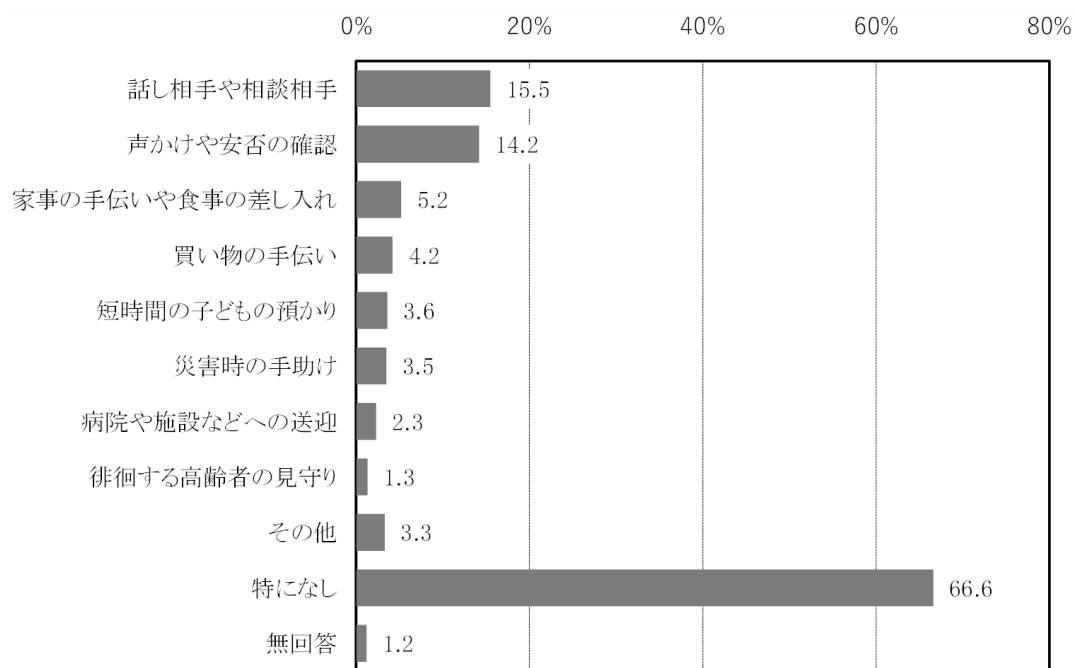
ボランティアは地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題の解決のため、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されています。そのため、さらなる活動の充実や人材の育成が求められており、今後もボランティアに対する理解と関心を促し、次代の地域福祉を担う人材の育成をしていく必要があります。

隣近所で高齢者・障がい者・子育て家庭などで困り事を抱える人たちから助けの求めがあったときに「積極的に対応したい」「できるだけ対応したい」と回答した人の割合は 78.5%となっており、また、ボランティア活動に参加する場合の動機として最も多く挙げられたのは「困っている人を助けたい」（32.2%）であり、次いで「地域の役にたちたい」（22.6%）が挙げられていることから、本町の多くの住民が地域で支え合いをしたいとの意向を有していることが分かります。

一方、実際に手助けをした経験は住民の約 3 人に 1 人（32.2%）に留まっており、手助けはしたいとの意識はあるものの、具体的な行動にまでは至っていないことが分かります。しかしながら、「災害時の手助け」（2.2 倍）、「家事の手伝いや食事の差し入れ」（1.2 倍）など、前回調査と比べて手助けをした経験が大きく伸びているものもあり、地域課題

の変化に伴い住民同士で助け合っている様が見てとれます。

図表 17 近所の人に何か頼まれて手伝い（手助け）した経験



計：521人

資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（地域福祉）

図表 18 前回調査結果との比較

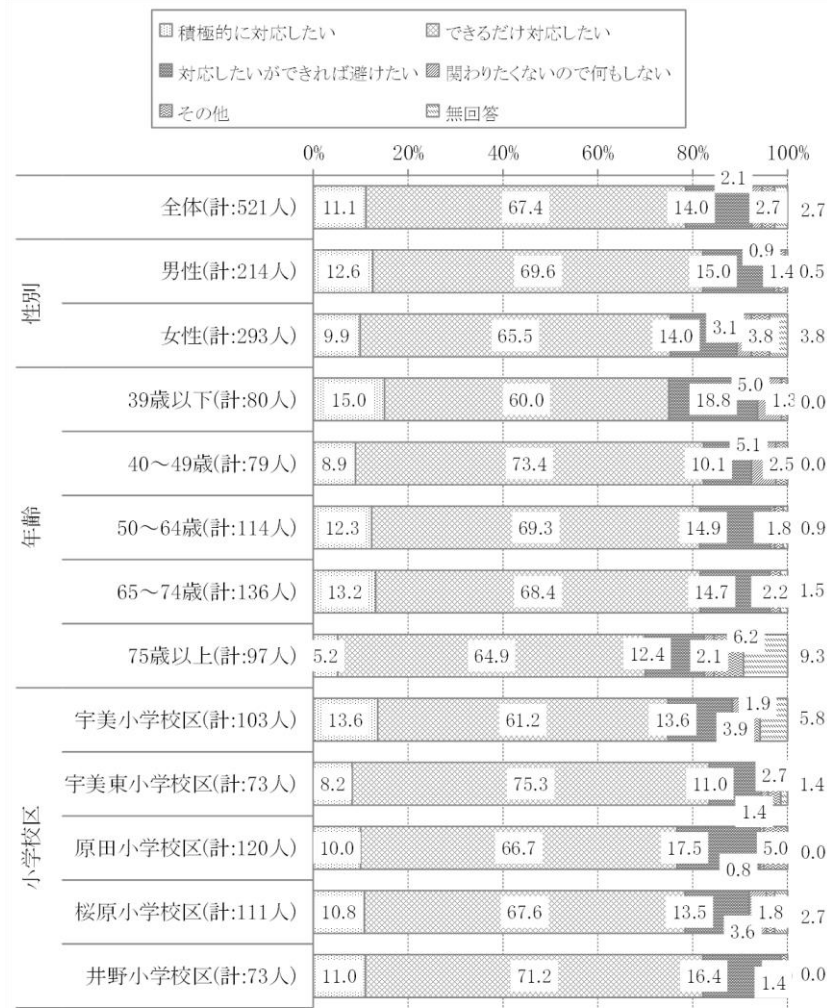
項目	前回調査	今回調査
「災害時の手助け」をした経験のある住民の割合	1.6%	3.5%
「家事の手伝いや食事の差し入れ」をした経験のある住民の割合	4.4%	5.2%

困り事を抱える人たちから助けの求めがあったときどう対応したいかという質問に対しては、前向きな対応を考える人の割合が依然として高水準にあります。引き続き、住民の参加意欲を高める仕掛けづくりを工夫するとともに、ボランティア団体の活性化を図るためのリーダーの発掘・育成にも力を入れていくことが望まれます。

図表 19 前回調査結果との比較

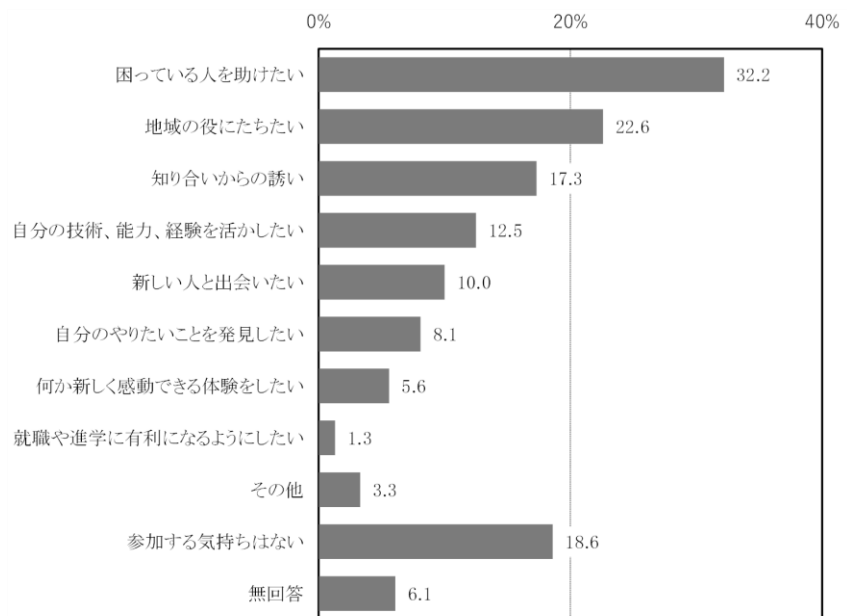
項目	前回調査	今回調査
困り事を抱える人たちから助けの求めがあったとき前向きな対応をする意志のある町民の割合	79.3%	78.5%

図表 20 困り事を抱える人たちから助けの求めがあったときどう対応したいか



資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（地域福祉）

図表 21 ボランティア活動に参加する場合の動機



計：521人

資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（地域福祉）

[行政（町）の取組]

① 地域福祉計画

No.	取組	内容
地- 4	ボランティア養成講座を開催とボランティアの育成推進	「宇美町ボランティア・町民活動支援センター ふみらぼ」で、様々なボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。
地- 5	福祉コーディネーター及び福祉サポーターの育成	町社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となる福祉コーディネーター及び福祉サポーターを育成します。
地- 6	住民に対する各種情報の収集・提供	個人情報の取り扱いに配慮しつつ、地域福祉の推進にとって必要不可欠な各種情報の収集・提供を行います。
地- 7	地域コミュニティの構築支援	町社会福祉協議会等と連携し、自治会をはじめとした地域コミュニティの構築を支援します。
地- 8	ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境の整備	住民参加による共働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。

② 高齢者福祉計画

No.	取組	内容
高- 3	地域包括ケアシステム構築のための連携推進	小学校区コミュニティ運営協議会、民生委員・児童委員協議会、自治会、老人会等、様々な地域資源や公的支援が相互的に連携し、地域で丸ごと支えあえる地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。
高- 4	見守り活動の推進と相談支援の充実	心配ごと相談、弁護士相談を通して、住民にとって身近なところでの相談の場の確保に努めるとともに、ひとり暮らし高齢者の見守り活動を促進します。
高- 5	「地域共生社会」実現のための連携の推進	元気な高齢者の活動の場の確保やボランティア活動の推進を図り、これまでの「支え手」「受け手」に分かれた社会から、世代や背景を超えた全ての人々が一人一人の暮らしと生きがいを共に創り、共に高めあう「地域共生社会」の実現を目指します。
高- 6	生活支援の充実	交通弱者に対する買い物支援等、地域の支えあいによる生活安心感の向上を図ります。
高- 7	移動支援の充実	ハピネス号等の交通システムの在り方について、住民のニーズを踏まえつつ検討を行います。
高- 8	生活支援サービスの充実	在宅生活を支えるための、配食サービス、緊急通報システム等各種事業を住民のニーズを踏まえつつ展開します。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 12	地域コミュニティにおける介護予防教室への支援	地域コミュニティで行う介護予防教室への支援のため、福祉サポーターを派遣するとともに、福祉サポーター養成講座を開催し、福祉サポーターの養成を行います。
社- 13	住民活動への参加と支援	地域で活動されているボランティア団体及び福祉団体への助成を行い、活動の支援、協力に努めます。
社- 14	支えあい事業の実施	行政サービスや既存の制度では対応できない生活ニーズを抱えた住民に対し、協力会員の支援によりその解決を図る支えあい事業を行い、地域における困りごとの情報収集、及び協力会員の掘り起し、研修等の充実を図ります。
社- 15	ふれあいいきいきサロンの活動支援	地域における高齢者の交流、閉じこもり防止、見守りの場としてのふれあいいきいきサロンの活動を支援するとともに、地域の支えあいの仕組みづくりを支援します。
社- 16	ボランティア活動保険への加入手続き	安心してボランティア活動を行うことができるよう、ボランティア活動保険の説明や加入等の手続きを行います。
社- 17	献血運動の推進	非対面型の身近なボランティア活動として、たくさんの尊い生命を支える献血運動を推進します。

[住民に期待する行動目標]

- 民生委員・児童委員 や自治会等の役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の支えあいに必要となる情報交換に努めましょう。
- ボランティアの重要性や、支えあいの大切さなどを積極的に話し合うとともに、地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加しましょう。

(4) 地域ぐるみの子育て支援

少子化や核家族化の進展によって、子育てを巡る環境は大きく変化しています。子育ての悩みを相談できず不安を抱え込んでしまったり、育児放棄やネグレクトなどの児童虐待へとつながったりするケースも少なくありません。障がいのある子どもとその保護者においては、さらに子育てへの不安解消の必要性が高く、保護者への支援や療育相談体制を充実する必要があります。

「第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画（うみっ子未来プラン）」では、「みんな宇美の子・地域の子、いきいき育つ未来の子、宇美はみんなが育つ町」を基本理念に掲げ、これまでの国の動向や本町における取組を踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し計画を推進しています。

子どもを取り巻く地域と家庭、そして子育て支援の関係機関などとの連携を通して、地域社会全体で子育てを支えることができる地域づくりをさらに推進していくことが重要です。

[行政（町）の取組]

① 地域福祉計画

No.	取組	内容
地- 9	子育て不安の軽減	SNS や子育て応援アプリ「うみにょん」を活用して広く子育ての情報を発信するとともに、育児相談等による子育て不安の軽減に努めます。
地- 10	子どもの居場所、見守り機能の確保・充実	地域における子どもの居場所、見守り機能の確保・充実に努めます。
地- 11	子育て相談や子育てサークル等の育成支援	「子育て支援センターゆうゆう」を中心に、子育て支援情報のネットワークづくりを推進するとともに、子育て相談や子育てサークル等の育成支援を行います。
地- 12	地域における子育て支援	「ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）」を推進することで、子育ての相互援助を促し、地域における子育てを支援します。
地- 13	要保護児童の安全確保及び支援	児童虐待の予防について啓発を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係機関との連携を深め、虐待事案が発生した場合は、児童相談所と連携し、要保護児童の安全確保と支援等に努めます。
地- 14	学校・家庭・地域が一体となる相互連携の促進	コミュニティ・スクールを推進し、学校・家庭・地域が一体となる相互の連携を促進します。
地- 15	放課後児童健全育成事業の推進	放課後児童健全育成事業の推進により、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を預かり、児童の健全育成を図ります。

② 障がい者基本計画

No.	取組	内容
障- 10	子育て相談・発達相談の実施	「こども療育センターすくすく」の保育士等の子育て相談や、発達相談を実施し、保護者の不安や負担感の軽減を図ります。
障- 11	発達支援体制等の整備	県と連携を図りながら、障がい者を有する（疑い含む）子どもに対する地域の療育支援体制の整備に努めます。また、「こども療育センターすくすく」と保育所や幼稚園等が連携することで、早期発見、早期療育に努め、その子ども及び保護者の支援体制を強化します。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 18	子育てサロン、子育て支援センター等への支援	地域の子育てサロンや子育て支援センター等へ、クリスマスプレゼントを配布するなど、地域における子育てを支援します。
社- 19	子ども会育成会連絡協議会への支援	子ども会育成会連絡協議会へ助成を行うとともに、活動に対する支援を行います。
社- 20	おもちゃ病院うみの開院	おもちゃ病院うみを月に1回開院し、ものを大切にする心を育てるとともに、ドクターと子どもたちとのふれあいを促進します。
社- 21	世代間交流への支援	地域における子育て支援、ふれあいいきいきサロンにおける世代間交流等への支援を行います。
社- 22	レクリエーショングッズの貸出し	子ども会、自治会等の行事・イベントへのレクリエーショングッズの貸出しを行い、地域交流活動の支援を促進します。
社-追加	こども発達ほっと相談室の実施	発達に特性のある未就学児から高校生がいるご家族を対象にした相談会を行います。（令和3年11月開始）

[住民に期待する行動目標]

- 気軽に話し合える子育て仲間をつくることで、育児上の悩みごとを一人で抱え込まず、早めに気軽に相談しましょう。また、子育てをする人が身近にいる場合、気軽に話し相手になり、知識や情報を交換するようにしましょう。
- 朝夕の散歩時等に子どもたちを見守る防犯ボランティアである「みるみるウォーク協力員」へ登録し、参加しましょう。
- 地域の子どもが虐待等を受けていないか見守り、虐待（疑い含む）を発見した時は、速やかに通報しましょう。
- 学校・家庭・地域の三者で、よりよいコミュニティ・スクールをつくるよう努めましょう。

基本目標２ すべての人が適切なサービスを受けられるまちづくり

（１）情報提供・相談支援体制の確立

本計画は「地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「高齢者福祉計画」、「障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「再犯防止推進計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」を包括したものであり、各分野で実施する様々なサービスを対象にしています。これら行政が提供する公的なサービスの他に、宇美町社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人が実施するサービスやNPO法人、その他の主体によるサービスなどのさまざまなサービスによって地域は支えられています。数多くのサービスがあることは、多様化する生活課題に対する解決の受け皿があるという良い面もありますが、一方では、どこに相談すればよいのか分からなかったり、サービスの内容が分かりにくかったり、当事者にサービスの存在すら認知されなかったりする面もあります。

アンケート調査結果からは、不安なことや悩み相談先は、「家族・親戚」と回答した人が最も多く、82.5%となっており、次いで、「友人・知人」（53.0%）、「職場の人」（15.2%）と続いています。家族や親戚、友人・知人がほとんどであり、行政の相談窓口をはじめとする公的な機関や人に気軽に相談するまでには至っていないことが分かります。近年、問題として認識されてきた「ダブルケア」（子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）や「8050 問題」（80 歳代の高齢者が 50 歳代の引きこもりの子どもの生活を支える問題）などの複合的な課題を抱えている人にとっては、対象となる課題毎に複数の窓口が存在することになり、混乱が生じることもあり得ます。

すべての人が適切なサービスを受けられるまちとするためには、公的なサービスの制度の隙間にある人も含め、すべての住民に光をあて、関わる人や地域、関係機関が一丸となって手を差し伸べ課題を解決していく必要があります。

[行政（町）の取組]

① 地域福祉計画

No.	取組	内容
地- 16	福祉制度やサービス提供の仕組み等に関する情報提供	福祉制度やサービス提供の仕組み等を、広報うみや出前講座等によって、分かりやすく情報提供します。
地- 17	総合相談窓口の体制強化	専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談窓口の知識・技術を高め、保健・福祉・医療に係る総合相談窓口としての体制強化を図ります。
地- 18	身近なところで相談等ができる体制の整備	民生委員・児童委員及び自治会をはじめとした地域コミュニティにおける福祉コーディネーター、福祉サポーターとの協力体制を構築し、身近なところで相談等ができる体制を整備します。

② 高齢者福祉計画

No.	取組	内容
高- 9	情報提供体制の構築	広報うみやホームページ、高齢者便利帳等、あらゆる機会や媒体を活用し、情報提供の充実を図ります。
高- 10	身近な相談支援体制の構築	民生委員・児童委員、小学校区コミュニティ運営協議会、自治会をはじめとした地域コミュニティにおける、生活支援コーディネーターとの協力体制を構築し、身近なところで相談ができる体制を整備します。
高- 11	地域包括支援センターにおける相談機能の強化	地域包括支援センターの相談体制のさらなる充実に向けて、夜間相談や出張相談を検討していきます。

③ 障がい者基本計画

No.	取組	内容
障- 12	相談体制の充実	専門的な相談や夜間緊急時の相談に対応する機関の確保に努めます。
障- 13	相談機関の周知・啓発	相談窓口について、窓口での配布資料（福祉のしおり）や広報誌及びホームページ等による周知・啓発を図ります。
障- 14	情報アクセシビリティ（誰もが容易に機器・サービスを利用できること）の向上	各種サービス情報やイベント情報などの様々な情報を分かり易く入手し、理解できるように、情報アクセシビリティの向上に努めます。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 23	広報活動の充実・さまざまな媒体を活用した情報の発信	社協だより、ホームページ、フェイスブックなどを活用し、住民への情報提供の充実に努めます。また、目の不自由な方へは音訳ボランティアにご協力いただき、「社協だより」を作製し、ホームページから必要な情報が提供できるよう努めます。
社- 24	相談支援の強化	様々な問題、特に、潜在化している問題を発見し、受け止め、支援につなげていけるよう、相談支援の強化と関係機関、団体との連携に努めます。
社- 25	心配ごと相談の実施	地域の身近な相談支援の場として、日常生活の悩みや心配ごとに応じ、適切な助言や援助を行うため、月2回、宇美町老人福祉センターにて心配ごと相談を行います。また、ホームページや回覧等を活用して、さらなる住民への周知を行い、相談事業の充実に努めます。
社- 26	弁護士相談事業の実施	複雑な問題に悩まれている住民にとっての身近な法律相談窓口として、月2回、弁護士相談を実施します。広く住民に活用されるよう努め、相談窓口の充実に努めます。
社- 27	民生委員・児童委員との連携強化	民生委員・児童委員協議会の会議等に参加し、連携を図るとともに、情報交換や意見交換を行い、地域における福祉課題等を把握し、情報の共有を図ります。
社- 28	生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業の相談者や利用者に対し、必要な情報を提供するとともに、きめ細かく、丁寧に相談に応じます。
社- 29	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業の相談者や利用者に対し、必要な情報を提供するとともに、きめ細かく、丁寧に相談に応じます。

[住民に期待する行動目標]

- 民生委員・児童委員の活動や役割を理解し、気軽に相談ができる環境をつくりましょう。
また、必要に応じて適切な機関につなげるとともに、支援を必要としている人を日頃から把握し、見守りを強化しましょう。
- 広報うみやパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めるとともに、地域で情報を共有しましょう。

(2) 適切なサービス利用の促進

福祉サービス事業者に対し、第三者評価の実施と結果の公開を促すとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決制度の周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、迅速な問題解決を図ります。

また、利用者が、自らの能力を活かし地域で自立した生活ができるよう、適切なサービス利用を促進します。

[行政（町）の取組]

① 地域福祉計画

No.	取組	内容
地- 19	健康づくり及び福祉事業等の運営支援	自治会をはじめとした地域コミュニティに対し、健康づくり及び福祉事業等の運営支援を行います。

② 高齢者福祉計画

No.	取組	内容
高- 12	事業者のサービス実施体制等の情報提供	事業者のサービス実施体制等の情報提供を行います。
高- 13	適切なサービス利用の促進	福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護を図るための問題解決の仕組みの周知を図り、適切なサービス利用を促進します。
高- 14	地域での支え合い体制の構築	在宅生活を支援するサービスを提供することはもちろん、地域包括支援センターを中心に、小学校区コミュニティ運営協議会や民生委員・児童委員協議会と連携し、地域において高齢者やその家族を支援することにより、高齢者の状況把握や状況に応じた適切なサービスの提供に結びつけます。
高- 15	地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター機能強化のため、福岡県介護保険広域連合と連携を図りながら業務運営を支援します。
高- 16	適切なケアマネジメント実施のための体制整備	地域包括支援センターにおいて、各種相談を幅広く受け付け、関係機関と連携しながら適切なサービス利用の支援を行います。
高- 17	「おぼえ書き」活用促進	人生の最終段階について考えるためのガイドとなるよう、「おぼえ書き」を作成し、公共施設や様々な機会を通じて配布し、活用の促進を図ります。

1) 介護予防日常生活支援総合事業

1.1 一般介護予防事業

No.	取組	内容
高- 18	介護予防把握事業	効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげます。
高- 19	介護予防普及啓発事業 (小学校区介護予防教室)	地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。
高- 20	地域介護予防活動支援事業	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の小学校区単位での地域展開を目指します。
高- 21	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を目的として事業を実施します。

2) 任意事業

2.1 家族介護支援事業

No.	取組	内容
高- 22	認知症高齢者見守り事業	SOS ネットワーク事業 / 福岡都市圏認知症高齢者捜してメール事業。認知症で行方不明になる可能性のある方を家族等が事前に登録し、家族からの依頼により協力員にメールが一斉送信され、早期発見を目指す仕組みを福岡都市圏で運用することで、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築し、要介護被保険者を現に介護する者を支援します。
高- 23	介護者交流会の開催	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とし、ピアカウンセリング機能や介護力向上の講習を行うため、介護者相互の交流会等を開催します。

2.2 その他の事業

No.	取組	内容
高- 24	成年後見制度利用支援事業	宇美町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行うことで、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにします。
高- 25	地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業（見守り配食サービス事業）	栄養改善が必要な高齢者（介護予防・日常生活支援総合事業において、配食の支援を受けている者を除く。）に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告することで、栄養バランスの取れた配食、治療食の提供だけではなく、ひとり暮らし高齢者等の見守りや安否確認、他者交流を兼ね、地域における自立した生活を継続させます。
高- 26	認知症サポーター養成事業（認知症サポーター養成講座）	「認知症サポーター等養成事業の実施について」（平成 18 年 7 月 12 日老計発 0712001 号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき、認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトの養成推進とともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成することで、地域の高齢者が、認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにします。
高- 27	家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業（緊急通報システム事業）	高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時（24 時間・365 日）対応するための体制整備（業者委託により、電話受付、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等）を行うことで、単身の在宅要援護高齢者等に対し、急病や事故等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を行い、併せて安否確認や健康・介護等に関する各種相談等を実施することにより、在宅生活における自立支援を助長します。

2.3 各事業の実績と見込み量

各事業の実績と今後の見込み量は以下の通りです。

			実績			見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活圏域数			1	1	1	1	1	1
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型独自サービス（人／月）	98	104	108	108	108	108
		訪問型サービスA(基準緩和)（人／月）	1	1	1	1	2	2
		訪問型サービスB(住民主体型)（人／月）	0	0	0	3	5	5
		訪問型サービスC(短期集中型)（人／月）	0	0	0	0	0	0
		訪問型サービスD(移動支援)（人／月）	0	0	0	0	0	0
		通所型独自サービス（人／月）	128	140	142	142	142	142
		通所型サービスA（人／月）	0	0	0	5	10	10
		通所型サービスB（人／月）	0	0	0	0	0	0
		通所型サービスC（人／月）	0	0	0	0	0	0
		介護予防ケアマネジメント数(人／月)	81	82	87	87	87	87
		栄養改善を目的とした配食サービス 年間食数	1,039	912	358	720	720	720
		独居高齢者状況把握・訪問事業 年間訪問実人数	－	77	0	100	100	100
		介護予防教室参加者 年間延人数	6,493	5,693	0	6,490	6,490	6,490
		65才以上の介護予防教室参加者割合(参加者数÷高齢者数)	0.05%	0.05%	0	0.05%	0.05%	0.05%
		重症化予防保健指導 年間延人数	1,619	423	94	400	400	400
	任意事業	福祉サポーター養成講座開催回数	1	1	0	1	1	1
		福祉サポーター登録者数(累計)	84	67	67	67	67	67
		認知症高齢者見守り(福岡都市圏認知症高齢者捜してメール)事業 申込者数(累計)	23	30	30	33	33	33
		認知症高齢者見守り(福岡都市圏認知症高齢者捜してメール)事業 協力サポーター登録者数(累計)	498	530	539	550	560	570
		介護者交流会の開催数	－	1	1	1	1	1
		介護者交流会の参加者数	－	46	18	18	18	18
		成年後見制度利用支援事業 利用対象者数	0	0	2	3	3	3
		認知症サポーター養成講座 年間開催回数	9	18	1	10	10	10
		認知症キャラバンメイト数(累計)	19	21	21	23	23	23
		認知症サポーター数(累計)	1,245	1,631	1,639	1,889	2,139	2,389
	包括的支援事業	地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業(栄養改善・見守り配食サービス) 年間食数	1,349	1,530	598	1,200	1,200	1,200
		家庭内の事故等への対応の体制整備(緊急通報システム)事業延べ利用者数	638	603	263	540	540	540
		地域包括支援センター3職種人数	3	3	3	3	4	5
		在宅医療・介護連携多職種研修会開催数	1	2	1	1	1	1
		認知症予防研修会開催回数	1	1	－	1	1	1
		地域ケア会議開催回数	13	11	4	13	13	13

3) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

ア 第1号介護予防支援事業

イ 総合相談支援業務

ウ 権利擁護業務

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

オ 個別ケア会議の実施（医療法人に委託）

カ 庁舎内にセンターを設置し、健康福祉課との連携、協働を図っています。健康福祉課では運営方針の策定とセンター運営指導、評価を実施しています。

4) 包括的支援事業（社会保障充実分）

4.1 在宅医療・介護連携推進事業

ア 地域の医療・介護の資源の把握

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

カ 医療・介護関係者の研修

キ 地域住民への普及啓発

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

※オ 以外を粕屋医師会へ委託し実施。

4.2 生活支援体制整備事業

ア 協議体の設置に向けた生活支援等サービスの充実に関する研究会等の立ち上げや開催

イ 研究会や協議体等が中心となって実施する地域資源の実態調査等の情報収集

ウ 生活支援等サービスに係るボランティア等の担い手を養成するための研修等実施、社会福祉協議会に業務委託。

4.3 認知症総合支援事業（認知症初期集中支援事業/認知症地域支援推進員配置）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するため、認知症初期集中支援チームを設置し、また認知症地域支援推進員を配置しています。

4.4 地域ケア会議推進事業（宇美町多職種連携地域ケア会議）

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を設置しています。

③ 障がい者基本計画

No.	取組	内容
障- 15	サービス実施体制等の情報提供	事業者のサービス実施体制等の情報提供を行います。
障- 16	適切なサービス利用の促進	福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護を図るための問題解決の仕組みの周知を図り、適切なサービス利用を促進します。
障- 17	計画相談に基づいたサービスの提供	サービス利用者に義務づけられた計画相談に基づき、利用者本位のサービス内容の決定及び支援を行います。
障- 18	関係機関との連携強化	地域自立支援協議会（粕屋中南部障害者（児）地域自立支援協議会）を核とした関係機関との連携強化を図ります。
障- 19	課題解決に向けた取組の強化	サービス利用にあたっての困難事例への対応協議、地域課題の解決に努めます。
障- 20	サービスの質の向上	障がい保健福祉圏域のサービス提供事業所間の連携強化や質の向上を図るための研修を実施します。
障- 21	移動・外出の支援	障がいのある人の社会参加を積極的に進めるため、個々のニーズや置かれた状況に応じ柔軟な形態で支援を実施していきます。

④ 成年後見制度利用促進基本計画

No.	取組	内容
成- 1	権利擁護事業の推進	権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行うとともに、成年後見制度の利用促進を行います。
成- 2	協議会の整備	既存の組織を活用し、各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等の設置を進め、個別の協力活動の実施やケース会議の開催等を通し、多職種間での更なる連携を図ります。
成- 3	中核機関の設置に向けた検討	本町における権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するためには、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う司令塔機能を持った機関の設置が必要であることから、成年後見制度の中核機関の設置に向けた検討を行います。
成- 4	権利擁護支援の活用の在り方検討を行う仕組みや体制の整備	福祉部門以外の関係部局・関係機関等を含めた権利擁護支援の活用の在り方検討を行う仕組みや体制を整備します。

No.	取組	内容
成- 5	本人を中心としたチームの形成	権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進め、法定な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みづくりを進めます。
成- 6	相談窓口の明確化と早期支援	成年後見制度の利用について、早期の段階から身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。
成- 7	意思決定支援・後見人等の担い手の確保	本人の意向確認と共に必要な支援内容を把握し、本人にとって望ましい後見人等が選任されるような体制のあり方について協議を進めます。また、成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくために、支援の担い手となる市民後見人の候補者の養成が求められていることから、養成研修の実施に関しては、今後、調査研究を行うこととします。
成- 8	身上保護の充実・後見人支援	後見人が本人の意思を尊重した身上保護を円滑に行うことができるよう、「チーム」による支援を推進します。また、親族後見人等が安心して後見業務に取り組むことができるような相談体制のあり方や、意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われるための後見人支援のあり方について、協議を進めます。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 30	広報活動の充実・さまざまな媒体を活用した情報の発信	社協だより、ホームページなどを活用し、必要な人が必要な支援を受けられるよう、情報提供の充実に努め、サービスの利用を促進します。
社- 31	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業において、相談者や対象者に対し、必要に応じて、福祉サービスに関する情報を提供します。
社- 32	生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業において、相談者や対象者に対し、必要に応じて、福祉サービスに関する情報を提供します。
社- 33	福祉サービス事業所との連携	町内外の福祉サービス事業所との連携を図り、地域における福祉課題等を把握し、情報を共有することにより、適切なサービスを利用できるよう努めます。
社- 34	行政機関との連携強化	さまざまな福祉ニーズに対応できるように、行政機関と情報を共有し、適切なサービスの利用を促進します。
社- 35	民生委員・児童委員との連携強化	民生委員・児童委員との連携を図り、情報提供及び情報を共有することにより、必要な人が必要なサービスを利用できるよう努めます。

[住民に期待する行動目標]

- サービス事業者に関する情報について、地域で共有しましょう。

(3) 障がい者（児）の自立支援

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、在宅支援や相談支援体制を充実させ、地域で自立することが困難な人に対する施策の充実を図っていく必要があります。

障がい児の療育体制については、今後、さらに関係機関・団体が連携を密にし、障がい児の保育面も含めた総合的な施策として講じる必要があると同時に、地域においてきめ細かな対応ができるようなネットワークづくりが必要です。

[行政（町）の取組]

① 障がい者基本計画

No.	取組	内容
障- 22	積極的な雇用を図るための啓発推進	ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等各関係機関との連携のもと、積極的な雇用を図るための啓発活動に努めます。
障- 23	障がい者（児）、難病疾患を有する方等へのサービス利用の支援	障がい者総合支援事業及び地域生活支援事業の周知を徹底し、障がい者（児）、難病疾患を有する方達等へのサービスの利用について支援を行います。
障- 24	障がい者（児）の相談機能の充実と必要なサービスの提供	相談支援事業所、指定サービス事業所と連携し、障がい者（児）の相談機能の充実と必要なサービスの提供に努めます。
障- 25	コミュニケーション支援と支援者の確保	聴覚障がいがあり、意思疎通に支障のある人に対し、そのコミュニケーション手段の確保に向け意思疎通支援者の養成に努めるとともに、意思疎通支援者の派遣を推進し、コミュニケーション支援を図ります。
障- 26	合理的配慮に基づくきめ細やかな指導の実施	通常学級においても支援が必要な児童生徒について、合理的配慮の視点を取り入れた「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を作成し、きめ細やかな指導を行います。
障- 27	教育の質の向上のための取組	発達障がい児等教育継続支援事業の巡回相談等を利用し、専門家の意見をいただき、支援が必要な児童生徒に対しよりの確な指導を行うとともに、特別支援教育に関する校内研修を実施し、全教員の指導力を向上させます。
障- 28	適切な教育を提供するための連携の強化	早期教育推進のため、「ふくおか就学サポートノート」を活用する等、保護者及び医療機関、就学前の療育・幼稚園・保育園、学校等の各関係機関が連携し、適切な教育ができる体制を整備します。

No.	取組	内容
障- 29	支援が必要な幼児への支援	「こども療育センターすくすく」と連携して、特別に支援が必要と思われる幼児の保護者を対象とする学習会を継続して行います。
障- 30	就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実	一般就労の促進と就職後の定着の支援を図るため、「就労移行支援事業所」、「障害者就業・生活支援センター」等関係機関との連携により、障がい者の就労を支援します。また、特別支援学校の進路指導担当、卒業後に就労を希望している障がいのある生徒とその保護者にて面談を行い、就労支援事業所との連携を図り、切れ目のない支援体制の充実に努めます。
障- 31	福祉的就労の底上げ	「町方針」についてホームページ等で公表及び周知を行い、公的機関からの調達だけでなく、町内の業者及び町民による障がい者施設からの製品の購入及び役務の調達を推進します。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 36	支えあい事業の推進	行政サービスや既存の制度では対応できない生活ニーズを抱えた障がい者（児）に対し、協力会員の支援によりその解決を図り、自立した生活を送れるよう支援します。
社- 37	障がい児親子交流事業の実施	知的障がいや支えを必要とする未就学児の親子を対象に、親子バスハイクを行い、交流と友達づくりを促進します。
社- 38	音訳版「社協だより」の作製	音訳ボランティアの協力により作製した音訳版「社協だより」をホームページ上で発信し、視覚障がい者及び目の不自由な方へ情報提供の支援を行います。
社- 39	日常生活自立支援事業	知的障がい、精神障がいのある方の日常生活の自立を支援するため、福祉サービスの利用申込、日常的な金銭の管理、重要な書類の預かり等を行います。
社- 40	法人後見事業実施体制の整備	判断能力が不十分な人の保護・支援を、法人として行うことができる法人後見事業実施に向け、研修会への参加や職員内での勉強会を行います。

[住民に期待する行動目標]

- 障がいのある人が日常生活を送る際に不都合を感じるのはどのような場面であるのかを情報共有し、社会的な障壁(バリア)を少しでも取り除くよう心がけましょう。

(4) 生活困窮者の自立支援

近年、経済的な格差や貧困が広がったと言われ、生活や雇用に不安を抱える人が増加しています。特に若い世代では、仕事につくことができなかつたり、働いていても収入が少なかつたりするなど、生活に困窮している人が増加しています。

このような現状を踏まえ、平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年 4 月から施行されました。生活困窮者は多様で複合的な課題を抱え、解決の糸口を探ることが難しくなっている場合があります。また、各課題を解決するサービスの窓口が多く、所管課に分散していることも、相談を躊躇してしまつたり、相談そのものを諦めたりする要因となりえます。そこで、関係機関が連携し、包括的な対応を図るとともに、一人ひとりの状況を把握し個別に目標を設定したうえで、ニーズに応じた制度の活用を検討することが大切です。

[行政（町）の取組]

① 地域福祉計画

No.	取組	内容
地- 20	生活困窮者の自立のための包括的支援	福岡県自立相談支援事務所と連携を図り、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な支援を実施します。

② 障がい者基本計画

No.	取組	内容
障- 32	障がい者に対する経済的支援の促進	障がいのある人の生活安定のため、「福祉のしおり」を活用し、各種年金・手当・心身障害者扶養共済制度について、制度の周知と利用の促進を図ります。

③ 再犯防止推進計画

No.	取組	内容
再- 2	犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上	・県暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受入に賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。

No.	取組	内容
再- 3	就職に向けた相談・支援等の充実	・障害者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障がい種別、障がいの程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。 ・少年サポートセンター、ハローワーク等と連携して非行少年の就職及び就労の定着を図ります。 ・就労支援に関する制度及び支援窓口が、少年や犯罪をした者等にとって一層身近なものとなるように、関係機関と連携して周知・広報に努めます。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 41	緊急一時支援事業の実施	生活が困窮し、食料確保が困難な世帯への緊急的措置として、一時的な食料等の購入を行い、世帯の自立を促します。
社- 42	ふくおかライフレスキュー事業	県内の社会福祉法人が連携して、制度や行政での対応が困難な生活困窮者・世帯に対し、食料品や日用品の提供などの支援を行うライフレスキュー事業を行い、生活困窮者の自立を支援します。
社- 43	生活福祉資金貸付事業の実施	低所得者などに対し、生活の安定や自立を図ることを目的とし、必要な生活資金を貸し付け、自立に向けた支援を行います。
社- 44	行政機関との連携	さまざまな福祉ニーズに対応できるように、行政機関と情報を共有し、生活困窮者の自立を支援します。

[住民に期待する行動目標]

- 生活困窮に至る前に、各種機関に相談できるよう、自分で問題を抱え込まないように心がけましょう。
- 生活困窮者の情報を共有し、民生委員・児童委員、行政や専門機関などにつながるとともに、地域で支えるための取り組みを検討しましょう。

基本目標３ いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

（１）健康づくり（介護予防）の促進

WHOでは、健康について、「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」と定義しています。

つまり、健康は「病気がないこと」を意味するのではなく、「いきいきと暮らす」ための資源であるとも言えます。こうした観点から健康を考えると、たとえ疾病や障がい、加齢による体力低下があったとしても、各々の住民に応じた健康があることが分かります。

本町の住民一人ひとりが健康づくりや介護予防の取組の他、慢性疾患や障がい、加齢による身体の変化と上手に付き合い健康をコントロールしていくことが大切です。

健康づくりは自助努力によるべきであるという考えもありますが、一人で実施するよりも地域の身近な人たちもしくはそれに類する集団の中で行うことにより継続しやすく、コミュニティの力も強まることから、地域ぐるみで健康づくりを推進していくことが大切です。

特に高齢者にとって、加齢に伴って高齢者の筋力、神経伝導速度、肺活量、病気に対する抵抗力などが若い頃と比べて徐々に低下していくことは当然のことですが、たとえ生体機能が衰えつつあるとしても自らを健康だと思う主観的健康感の高い人は、そうでない人に比べて要介護状態になるリスクが低くなると言われています。高齢者ができる限り健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないために、「介護予防」を推進する必要があります。そのためには、地域包括支援センターを中心に、要支援・要介護の予備群となる高齢者を早期発見することが必要です。

介護予防を進めるには、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善など、一人ひとりに合ったきめ細かな介護予防プランを作成するとともに、自ら意欲を持ち、無理なく介護予防に取り組んでいただける環境作りをすることが大切です。閉じこもりがちであったり、人との交流に積極的でなかったりする高齢者に対して、介護予防への関心や参加への意欲を持っていただくために、地域包括支援センターと関連する部署が連携し、介護予防普及、啓発を徹底することも求められます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果からは、本町において主観的健康観が良好である高齢者の割合は80.8%となっており、多くの高齢者が自らを健康であると考えていることが分かります。

[行政（町）の取組]

① 地域福祉計画

No.	取組	内容
地- 21	個々人にあった継続的な健康づくりの支援	健康診査などを通じて住民の健康情報を管理し、経年的な情報を提供するなどにより、個々人にあった継続的な健康づくりを支援していきます。
地- 22	講演会や研修会等を通じた健康に関する啓発	自治会をはじめとした地域コミュニティで講演会や研修会等を実施することで自分の健康は自らつくるという意識を定着させるとともに、健康であることの大切さを啓発します。
地- 23	健康診査の実施	自治会をはじめとした地域コミュニティにおいて健康診査を実施し、健診の受診率を上げることで、生活習慣病を早期に発見し、早期治療に結び付けます。
地- 24	保健指導の徹底	保健師、管理栄養士等による保健指導を徹底し、疾病の重症化を抑えます。

② 高齢者福祉計画

No.	取組	内容
高- 28	健康検査の受診推進	地域において健康診査を実施し、健診の受診率を上げることで、生活習慣病の発症及び重症化を予防します。
高- 29	介護予防のための生活習慣病予防の推進	保健師、管理栄養士等による生活習慣病の重症化予防の保健指導を強化することで、介護の原因となる脳卒中等の発症を予防します。
高- 30	データを活用した効率的な介護予防の推進	健康福祉課、住民課（国民健康保険担当課）と連携し、KDB（国保データベース）システムの活用により、保健・医療・介護の実態把握を行います。 また、福岡県介護保険広域連合による介護予防サービス利用高齢者の効果測定結果をもとに、把握した特徴や課題について医療、介護サービス事業所等の関係者へ周知し、共通理解を図ります。
高- 31	高齢者の介護予防の推進	小学校区単位での介護予防を推進します。各小学校区コミュニティ運営協議会と共に、その地域の福祉サポーターの協力を得て、①運動器機能の向上、②認知機能の低下の抑制、③保健等に関する知識の向上、④レクリエーションによる介護予防教室を実施します。高齢者自身の社会参加、介護予防事業の充実を図ります。

No.	取組	内容
高- 32	高齢者の健康づくりの推進	元気なうちから「自らの健康は自らがつくる」という意識と個人の取組を持続させます。高齢者が積極的につどいの場等(老人福祉センター、し〜ず・うみ等でのサークル等)で健康づくり(介護予防)情報を収集し、活用できる体制を構築します。
高- 33	介護予防教室の開催	地域の福祉サポーターの協力のもと、各小学校区にて介護予防教室を運営します。

③ 障がい者基本計画

No.	取組	内容
障- 33	障がいの原因となる病気の早期発見のための取組	健康診査、がん検診を実施するとともに、あらゆるライフステージを対象とした健康づくりを推進し、脳卒中などの障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に努めます。
障- 34	胎児期の障がいリスクに関する啓発	過去の妊娠経過や母子健康手帳交付時のアンケートを基に、喫煙や飲酒等の妊娠・出産のリスクを確認、保健指導を行うことで、胎児期からの障がいのリスク軽減を図ります。
障- 35	早期発見と発達支援の推進	乳幼児健診を通じて、発達の遅れ等の早期発見に努め、「こども療育センターすくすく」等、必要な機関につなぎ、児の健やかな発達を支援します。
障- 36	精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発	精神障がいが「脳」という臓器の状態によって様々な症状を引き起こす「病気」であることの普及・啓発を推進します。
障- 37	関係機関との連携	疾病の発見、治療、自立支援医療、リハビリ、健康管理等、多方面から効果的な支援が行えるよう、関係機関が必要に応じた連携を図れるよう努めます。
障- 38	サービス提供体制の充実	障がいのある児童及びその家族のニーズや問題点を的確に把握し、それぞれの発達過程において、保健・医療・福祉等のサービス提供体制の充実を図ります。
障- 39	障がいの早期発見・早期療育のための体制整備	障がいのある幼児の早期療育のため、「こども療育センターすくすく」を中心に、総合的な子育て相談体制の推進に努めます。

④ 再犯防止推進計画

No.	取組	内容
再- 4	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の一体的推進	児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環とし、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進します。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 45	ふれあいいきいきサロンの活動支援	地域における高齢者の交流、閉じこもり防止、見守りの場としてのふれあいいきいきサロンの活動を支援し、サロン活動の中で行われるレクリエーションや健康体操等を通じて、高齢者の健康づくり、生きがいづくりを促進します。 また、未実施地区への働きかけ等を行い、新たなサロン活動の立ち上げを支援します。
社- 46	介護予防事業の支援	地域コミュニティを単位として、住民の健康づくり、介護予防を目的として行われる介護予防教室に福祉サポーターを派遣します。また、更なる人材の確保、介護予防教室の充実を図るため、福祉サポーターの養成を行います。

[住民に期待する行動目標]

- 健康診査を入り口とした生活習慣の改善等、健康づくりを実践しましょう。
- 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや体操を行うなど、健康づくりの習慣化を行いましょう。

(2) 認知症に対する取組の充実

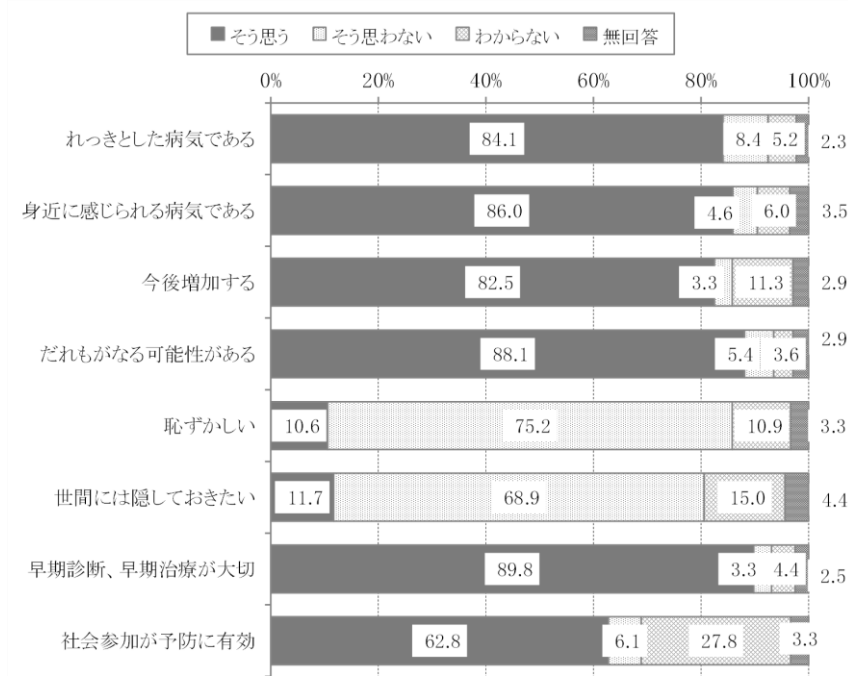
認知症を引き起こす原因疾患は多数存在しますが、認知症が進行する最大の原因は加齢です。認知症の高齢者は団塊世代が75歳以上となる2025年には約700万人に増加するとされています。これは高齢者の5人に1人に相当します。

認知症（特にアルツハイマー病）による症状が出現する十数年前から脳内ではタンパク質の異常な蓄積が既に始まっており、認知症と診断される時期には相当の神経細胞が機能不全に陥っていると考えられています。従って、明らかな認知症を発症した時点では予防対策は極めて困難といえます。本町の後期高齢者数は今後急増する見込みであり、認知症の高齢者数も増加することが見込まれます。従って、認知症に対する取組は喫緊の課題であると言えます。

宇美町地域福祉に関するアンケート調査によると、認知症に対して「恥ずかしい」（10.6%）、「世間には隠しておきたい」（11.7%）と回答する住民も少なからず存在しています。一方、令和元年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「物忘れが多いと感じますか」という設問に「はい」と回答した人を認知機能の低下リスク有りと判定し、その割合を算出したところ、住民の約3人に1人（34.5%）がリスク有りとなっており、高齢化の進展に伴い、認知症はだれでもなる可能性のある身近な病気になりつつあることが分かります。認知機能低下者を早い段階で発見し、「運動」「食事」「認知機能のトレーニング」を組み合わせ対策することで認知症に移行しない、認知症への移行を少しでも

も遅らせることが可能と言われていることから、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する必要があると言えます。

図表 22 「認知症」に対するイメージ



資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（地域福祉）

[行政（町）の取組]

① 高齢者福祉計画

No.	取組	内容
高- 34	認知症に関する啓発推進	認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。
高- 35	認知症に関する相談体制の確立	地域包括支援センターを中心に、認知症になられた方や、認知症の疑いのある方についての相談体制を確立していきます。
高- 36	認知症ケアパスの構築	地域包括支援センターと介護サービス事業者、医療機関、保健福祉関係機関等が連携して、認知症ケアパスを構築します。
高- 37	福岡都市圏徘徊高齢者探してメール事業の利用促進	福岡都市圏徘徊高齢者探してメール事業等の登録者及び捜査協力者の啓発に努めます。
高- 38	認知症高齢者とその家族への支援の充実	認知症に関する正しい知識について、あらゆる機会をとらえ啓発に努めるとともに、予防対策の充実、認知症高齢者本人への在宅生活支援、介護する家族への支援を図ります。

No.	取組	内容
高- 39	認知症初期集中支援チームの推進	平成 30 年度に設置された認知症初期集中支援チームにて、認知症初期の支援を包括的、集中的に行います。
高- 40	認知症地域支援推進員の推進	平成 27 年度から 1 名配置している認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームが連携・協力しながら、認知症の方やその家族を支援します。
高- 41	認知症高齢者を支える人材の育成	認知症に対する関心と理解の啓発の推進のため、認知症サポーター養成講座を開催します。認知症理解者であり支援者となる認知症サポーターを増やすため、住民だけでなく事業者へも情報の周知に努めます。
高- 42	認知症ケア向上の推進	講演会や研修会を開催し、認知症ケア向上や人材養成を推進します。
高- 43	高齢者の権利擁護事業の推進	成年後見制度活用や社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業活用の促進を図ります。

② 再犯防止推進計画

No.	取組	内容
再- 5	犯罪をした認知症高齢者への適切な支援	地域包括支援センター等において、認知症（疑いを含む。）に関する相談を受け付け、犯罪をした者等についても、その状況に応じた適切な支援を実施します。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 47	日常生活自立支援事業の促進	認知症及び判断能力が不十分な高齢者を対象として、福祉サービスの利用、日常的な金銭の管理、重要な書類の預かり等の支援を行い、日常生活における自立を支援します。
社- 48	法人後見事業実施体制の整備	認知症などにより判断能力が不十分な人の保護・支援を、法人として行うことができる法人後見事業実施に向け、研修会への参加や職員内での勉強会を行うとともに、成年後見制度の理解と普及に努めます。
社- 49	在宅介護者リフレッシュ事業の実施	在宅介護者の交流、精神的ストレス解消・リフレッシュを目的として、バスハイクや介護講座等を行い、在宅介護者の支援に努めます。
社- 50	愛の一声運動乳酸菌飲料宅配事業の実施	70 歳以上の独居高齢者で、特に、認知症や病気等により安否確認が必要な方を対象として、声掛け等の見守りを行います。
社- 51	認知症カフェの実施	認知症の有無に限らず対象者を限定しない形で、認知症の相談や参加者との茶話会を行います。

[住民に期待する行動目標]

- 認知症高齢者を介護している家族が同じ境遇の人や地域の人と交流できる場を作り、負担感の軽減につなげましょう。
- 地域において認知症高齢者等の見守りを強化し、徘徊高齢者等に関する理解を深めましょう。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

本町では、身近な日常生活の区域ごとに介護サービスの提供を行うとともに、地域間の均衡のとれた基盤整備を行うために日常生活圏域を設けています。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、介護予防対策から介護や医療サービスをコーディネートし、高齢者の状態に応じた様々なサービスを切れ目無く提供することが必要となります。そのためには、地域の実情に合った体制として地域包括ケアシステムの構築が必要であり、地域ケア会議により、地域の課題を把握し、課題解決ができるよう、様々な機関と連携しながら、在宅医療・介護連携を進める必要があります。

[行政（町）の取組]

① 高齢者福祉計画

No.	取組	内容
高- 44	地域における健康づくり、介護予防への支援	自治会をはじめとした地域コミュニティにおいて、健康づくり、介護予防を地域で行う支援を行います。
高- 45	ケアマネジャー等のスキルアップ	地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心とした地域ケア会議を行い、個別事例の検討を通じてケアマネジャー等のスキルアップを図ります。
高- 46	高齢者の家族等に対する支援	地域包括支援センターにおいて、高齢者の家族等から各種相談を幅広く受け付け、支援を行います。
高- 47	在宅医療・介護連携の推進	在宅医療を推進し、介護と医療の連携を図ります。入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目なく必要なサービスが受けられるよう、急変時、看取り時の対応も含め、地域包括支援センターや担当ケアマネジャー、医療機関他関係機関の連携を支援します。
高- 48	地域ケア会議の活用	地域包括支援センターを中心に、多職種による地域ケア会議の個別会議を計画的に行います。個別事例の検討を通じて、地域課題を発見、集約します。

No.	取組	内容
高- 49	地域支援ネットワーク	地域ケア会議の個別会議で把握した地域課題をもとに、地域

	の構築	ケア会議において、自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討と地域支援ネットワークの構築を図ります。
高- 50	地域包括支援センターを中心とした連携の強化	地域包括支援センターにおいて、各種相談を幅広く受け付け、相談内容に応じて、行政機関、介護サービス事業者、各種ボランティア等の必要な社会資源サービスや制度が利用できるよう、関係機関と連携しながら支援を行います。
高- 51	生活支援コーディネーターの活動推進	生活支援コーディネーターと協議体を全ての小学校区に設置し、サービスの発掘、サービスの担い手の養成等を行います。

[住民に期待する行動目標]

- 高齢者自身も、地域の担い手としての自覚を持ち、積極的に社会参加しましょう。
- 虐待や認知症の早期問題解決に繋げるために、地域における助けあい、見守り、声かけを行しましょう。

(4) 生きがい活動の促進

多様な学びの場を確保することは、自己実現や社会参加の良い機会であり、生きがいづくりの重要な要素となります。住民の地域活動への参加を促進しながら、活躍の場を広げることが重要です。

若いうちから地域活動に関心を持ち、準備を進めていけるよう啓発を進める必要もありますが、退職した高齢者にとって、地域や社会に貢献し活躍することは生きがいのひとつとなります。高齢者がはつらつと生きがいのある生活を送るためには、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるような社会づくりが必要です。

高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げることが重要です。また、若いうちから地域活動に関心を持ち、準備を進めていただけるように啓発を進める必要があります。

また、近年、一層多様化、複雑化している地域課題の解決の担い手として、経験豊かな高齢者の存在は大変貴重なものです。

[行政（町）の取組]

① 地域福祉計画

No.	取組	内容
地- 25	地域活動の推進役の養成	住民が生きがいを持って取り組む様々な活動を支援し、地域活動の推進役の養成を図ります。
地- 26	スポーツ・文化活動の普及・推進	子ども、高齢者、障がい者を含む全ての住民がスポーツ・文化活動に親しむことができるよう、各種団体と連携しながら、気軽に参加できるニュースポーツ・障がい者スポーツ体験会、レクリエーション活動等及び文化芸術活動の開催・普及・推進を図ります。
地- 27	生涯学習の推進	住民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の推進に努めます。

② 高齢者福祉計画

No.	取組	内容
高- 52	担い手の育成支援	介護予防教室を支援する福祉リーダー、福祉サポーターの養成及び活動支援を行います。
高- 53	高齢者の生きがいづくりの推進	高齢者が社会的役割をもつことは、生きがいや介護予防にもつながることから、高齢者の生きがいづくりのための取組を推進します。また、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できるよう支援します。
高- 54	ボランティア活動の支援	宇美町ボランティアセンター・町民活動支援センター「ふみらば」にて、高齢者へのボランティア活動の情報提供や活動支援等を行い、社会貢献活動を通じて高齢者の生きがいづくりを推進します。
高- 55	老人福祉センターの適切な運営	高齢者に健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場を提供し、また、健康相談等各種相談の会場も提供する老人福祉センターを、利用者のニーズを踏まえて適切に運営していきます。
高- 56	高齢者が活動する組織の運営支援	高齢者の活動組織であるシニアクラブの運営を支援します。また、公益財団法人宇美町コミュニティ・センターの運営を支援し、就労の場の確保を促進します。
高- 57	「70 歳現役社会」の推進	福岡県は、70 歳になっても、それぞれの意思と能力に応じて働いたり、ボランティア活動に参加したりしながら社会で活躍し続けることができる選択肢の多い社会、「70 歳現役社会」づくりに取り組んでいます。高齢者の方の就業や社会参加を支援する総合的な支援拠点である「福岡県 70 歳現役応援センター」の周知を図ります。

③ 再犯防止推進計画

No.	取組	内容
再- 6	児童生徒の非行の未然防止等	・小中学校、高等学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。 ・問題を抱える少年等の立ち直りを支援するため、学校、警察、児童相談所等と少年サポートチームを編成するなど、関係機関との連携を図り、日常的なネットワーク体制を構築します。
再- 7	学校等と連携した立ち直り支援	学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が緊密に連携して立ち直りを支援します。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 52	支えあい事業の推進	困ったときはお互いさまの精神のもと、培った技術や知識を生かし、協力会員として活動していただけるよう支援します。

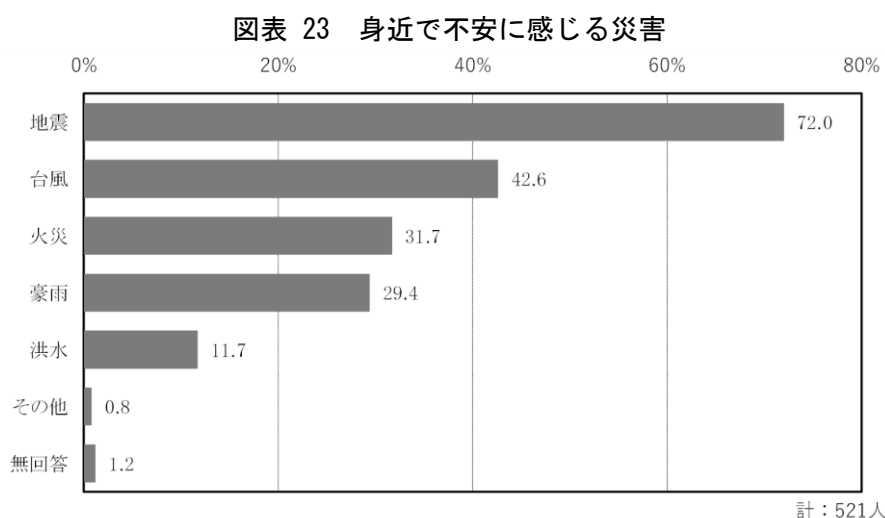
[住民に期待する行動目標]

- 生涯学習やスポーツ、文化、就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らしましょう。
- 自らの技術や経験を次世代に伝え広めることで、生きがいを追求しましょう。

基本目標 4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

(1) 緊急時・災害時の対応の充実

近年、各地で災害が頻発しており、住民の不安感が高まっています。宇美町地域福祉に関するアンケート調査結果でも、身近で不安を感じる災害として「地震」(72.0%)、「台風」(42.6%)、「火災」(31.7%)、「豪雨」(29.4%)など、様々な災害に対する不安が住民にあることが分かります。



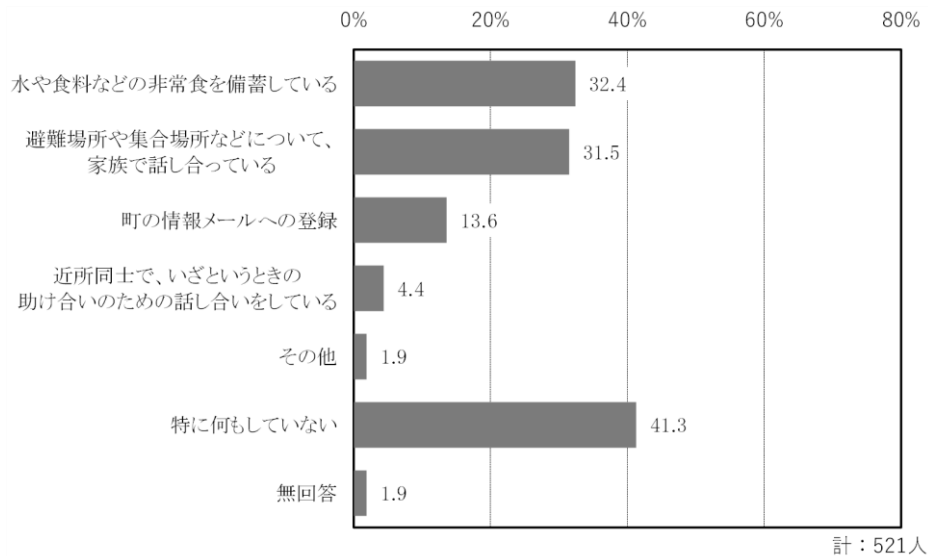
資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（地域福祉）

図表 24 前回調査結果との比較

項目	前回調査	今回調査
「地震」に不安を感じる住民の割合	65.9%	72.0%
「台風」に不安を感じる住民の割合	40.8%	42.6%
「火災」に不安を感じる住民の割合	44.2%	31.7%
「豪雨」に不安を感じる住民の割合	26.3%	29.4%
「洪水」に不安を感じる住民の割合	9.9%	11.7%

一方、地震や風水害などの災害に対して何らかの備えをしていると回答した人は56.8%に留まっており、前回調査結果と比べれば備えをしている住民の割合が高まっているが、依然として、不安は高まっているものの具体的な行動にまでは至っていない現状がみとれます。

図表 25 地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか



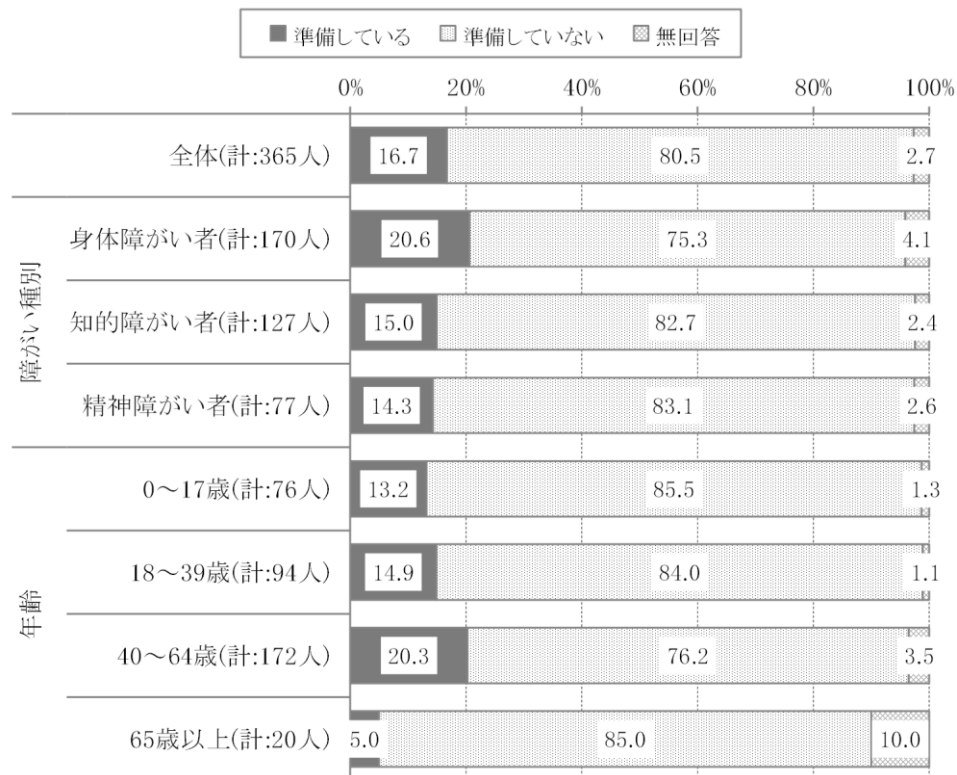
資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（地域福祉）

図表 26 前回調査結果との比較

項目	前回調査	今回調査
水や食料などの非常食を備蓄している住民の割合	19.6%	32.4%
避難場所や集合場所などについて、家族で話し合っている住民の割合	23.3%	31.5%
町の情報メールへの登録をしている住民の割合	9.9%	13.6%
近所同士で、いざというときの助け合いのための話し合いをしている住民の割合	2.5%	4.4%

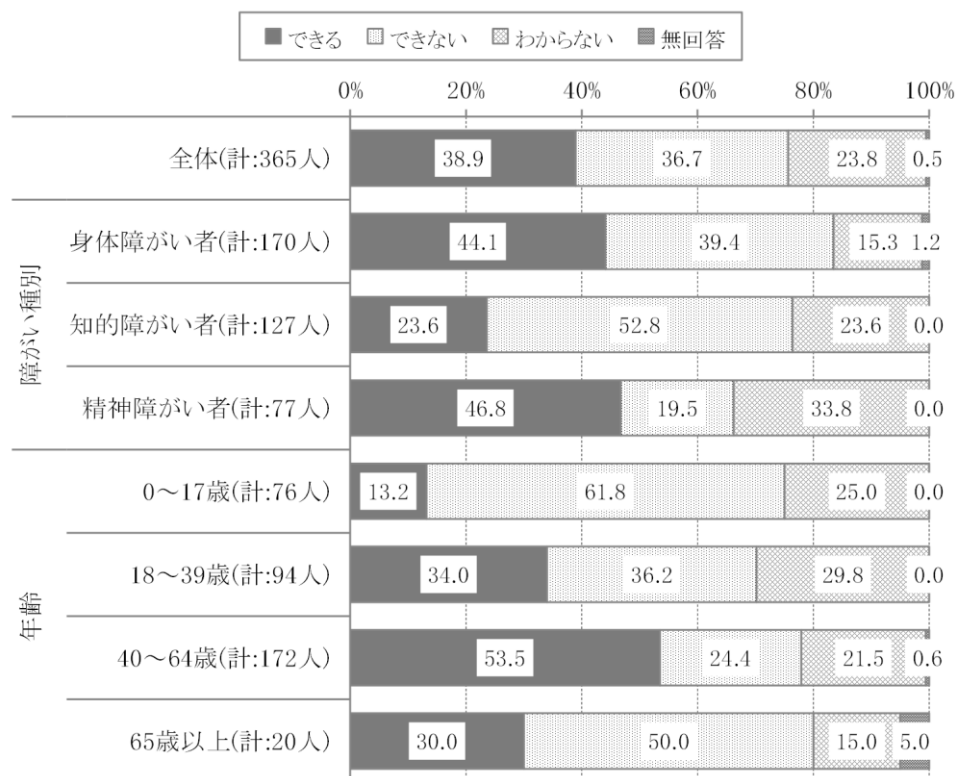
特に障がい者は、「準備していない」と回答した人の割合が 80.5%となっており、その傾向がより強くなっています。障がい者は災害時にひとりで避難「できない」「わからない」と回答した人の割合は 60.5%にもなっており、避難行動要支援者に対する個別計画を策定するなどの取組を進める必要があると言えます。

図表 27 災害が起きた時のために事前に準備をしているか（障がい者）



資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（障がい福祉）

図表 28 災害時にひとりで避難できるか



資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（障がい福祉）

[行政（町）の取組]

① 地域福祉計画

No.	取組	内容
地- 28	災害発生時の情報発信体制の構築	災害発生時に、粕屋南部消防署、粕屋警察署、消防団、自衛隊、関係機関等と連携を図り、確実に住民に正確な情報を提供する体制を整備します。
地- 29	防災知識の普及・啓発	災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員・児童委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、非常持出品の備えや避難時の心構えなど、防災知識の普及・啓発等を行います。
地- 30	避難行動要支援者登録制度の推進	避難行動要支援者登録制度を推進し、地域住民や消防団等の災害時等における支援体制の整備を図ります。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 53	近隣社協との災害時の連携・共同事業実施の推進	糟屋地区社会福祉協議会災害時相互支援協定及び（一社）福岡青年会議所との災害時相互協力協定に基づき、災害時に柔軟に対応できる体制の整備や定期的訓練の開催等共同事業実施の推進を図ります。
社- 54	災害ボランティアセンターの設置体制整備	災害ボランティアセンター立ち上げに関する研修等へ、積極的に参加するとともに、災害ボランティアセンター運営についてのマニュアル作成や、設置に向けた体制整備を行います。

[住民に期待する行動目標]

- 隣近所で声を掛けあい、災害時に協力しあい、助けあうことができる防災体制を整えるとともに、防災訓練等を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行い、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行いましょう。
- 日頃から、高齢者や障がい者などの存在を認識し、地域での見守りを強化することで、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにしまししょう。

(2) 見守り・防犯活動・交通安全の促進

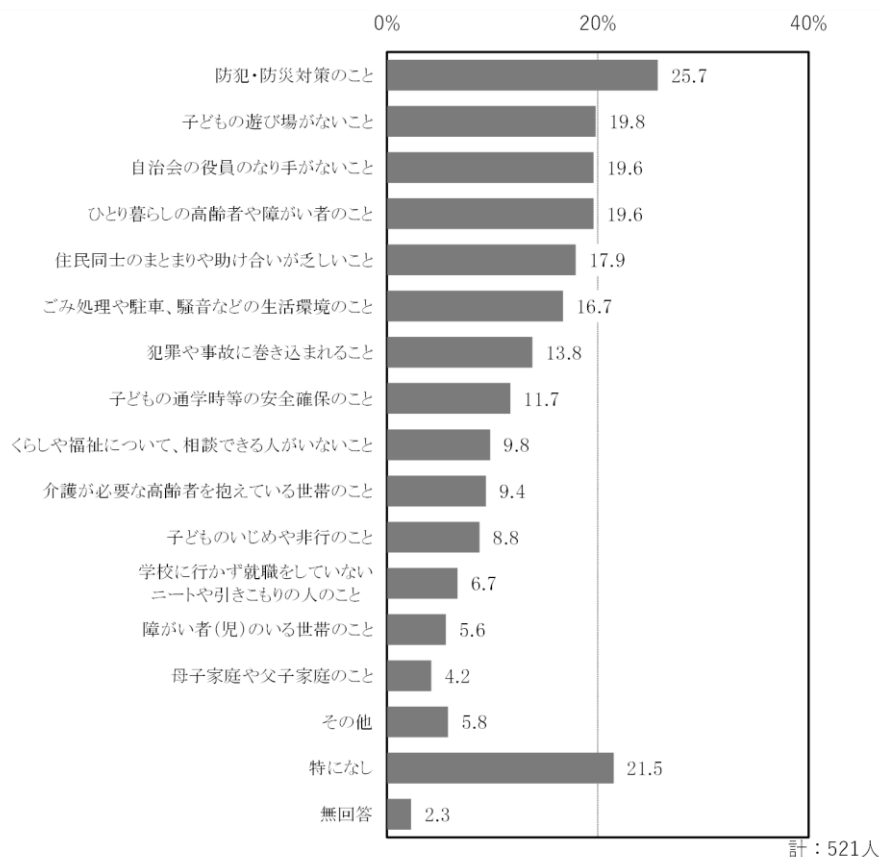
少子高齢化社会は地域コミュニティの低下を招き、犯罪者にとって狙いやすい環境が醸成されつつあるといえます。本町は福岡市のベッドタウンである地域性から、特に日中は比較的若い人が通勤や通学等で都市部に出てしまい、地域によっては高齢者の割合がさらに上昇する傾向にあります。

宇美町地域福祉に関するアンケート調査によると、自らが居住している地域のことで気になっていることとして最も多く挙げられているのが「防犯・防災対策」であることから、災害に並び防犯が住民の大きな関心事項であることが分かります。

本町の高齢者を含む世帯、特に高齢者の独居世帯、高齢者の夫婦のみ世帯の数は年々増加しており、従来の生活様式と異なった環境に高齢者が置かれていることに留意する必要があります。「オレオレ詐欺」などの振り込め詐欺や、悪徳リフォーム、年金詐欺、悪徳商法等、高齢者を狙った犯罪は多くあります。これらの犯罪の土壌には高齢者の孤独感があるとも言われており、社会から隔離され孤独である高齢者に犯罪者がつけ込んでいいることがわかります。

近年、高齢者のかかわる交通事故が増加しています。本町では事故防止への意識啓発を行っていますが、引き続き、交通安全対策として、交通ルールや交通マナーを高めるための啓発・指導を継続していくことが必要です。

図表 29 地域のことで「気になっている」と感じている問題



資料：宇美町地域福祉に関するアンケート調査（地域福祉）

[行政（町）の取組]

① 地域福祉計画

No.	取組	内容
地- 31	地域の安全環境づくりの支援	警察署と連携し、防犯情報の共有を図るとともに、防犯灯など、防犯施設の充実に努め、地域の安全環境づくりを支援します。
地- 32	防犯に関する知識の普及・啓発	悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、出前講座等において知識の普及・啓発に努めます。
地- 33	かすや中南部広域消費生活センター、宇美町消費生活相談窓口の周知	かすや中南部広域消費生活センター、宇美町消費生活相談窓口の周知に努めます。

② 高齢者福祉計画

No.	取組	内容
高- 58	消費者被害防止のための取組の推進	特殊詐欺や悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、予防意識の啓発に努めます。かすや中南部広域消費生活センター、宇美町消費生活相談窓口の周知に努めます。
高- 59	交通安全に関する啓発活動の推進	「宇美町交通安全計画」に基づき、福岡県及び関係機関・団体と連携して、交通安全の啓発活動を行っていきます。
高- 60	見守り体制の促進	ひとり暮らしの高齢者を見守るための様々なサービスの周知を図り、地域住民への啓発を行い、事業者との見守り協定を促進します。

③ 障がい者基本計画

No.	取組	内容
障- 40	安全な道路の整備	歩道・道路の整備に努め、快適な歩行者優先の道路整備に努めます。また、歩道の整備が難しい道路については、現在の幅員の中で着色により路肩部を強調する等、通行車両の減速化、歩行者の安全確保に努めます。
障- 41	視覚障がい者に配慮した道路整備	視覚障がい者誘導用ブロックの設置や、平坦で段差のないバリアフリー歩行空間の道路をつくり、安全な移動の確保に努めます。

No.	取組	内容
障- 42	交通安全の確保	緑道の一部区間で歩行者道と自転車道の分離を行い、歩行者の安全確保を図るとともに、車いすや電動カートが安心して通行できるよう環境整備を推進します。
障- 43	防災に関する普及・啓発	防災意識の高揚を図るため、広報、出前講座等の啓発活動を行い、防災能力の向上を図ります。
障- 44	防災意識の醸成	総合防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるように努めます。
障- 45	防犯に関する普及・啓発	障がいのある人に対して、防犯知識の普及・啓発に努めます。
障- 46	緊急時の情報発信の充実	緊急時等に、防災メールを活用し、迅速な広報提供の充実を図ります。
障- 47	災害発生時の連携強化	災害発生時には、粕屋南部消防署、粕屋警察署、消防団、自衛隊、関係機関等との連携を図り、対応します。
障- 48	自主防災・災害時の協力体制の普及・啓発	障がいのある人に対して、自主防災組織の設立に向けて関係機関との協議を進めます。また、声掛け運動の協力体制の整備を図ります。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 55	愛の一声乳酸菌飲料宅配事業の実施	70 歳以上の独居高齢者で、特に、認知症や病気等により安否確認が必要な方を対象として、声掛け等の見守りを行います。
社- 56	シニアクラブ連合会への支援	宇美町シニアクラブ連合会への助成を行い、活動の支援、協力を努めます。
社- 57	交通安全教室開催への助成	交通安全協会への助成を行い、地域における見守り、交通安全教育の実施を支援し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

[住民に期待する行動目標]

- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加するとともに、犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報の地域での共有を図りましょう。
- 自分の買い物のついでに、交通弱者の買い物を手伝うなど、地域で支えあいの関係を築きましょう。
- 自治会をはじめとした地域コミュニティの中で、悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取組を支援しましょう。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

住民が積極的に社会参加し、安全・安心・快適に暮らすことのできるまちをつくるためには、施設や歩行空間のバリアフリー化などの「福祉のまちづくり」を推進するとともに、あらゆる住民にとって安全で利便性の高い移動手段を確保する必要があります。

特に、高齢者や障がいのある人が安心して生活できる環境は、すべての住民にとっても安全で、便利で、快適な環境であると言えます。

生活を営む上で、私たちは物理的、社会的、制度的、心理的な、様々な障壁を感じます。特に高齢者や障がいのある人はより多くの障壁に日々直面して生活していますが、これら社会的な不利の原因は社会の問題であり、高齢者や障がいのある人は社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われていると考えるべきです。障害者権利条約に示された合理的配慮によって様々な社会の障壁を軽減することで、「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。

[行政（町）の取組]

- 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちを目指します。
- 高齢者・障がい者の住宅改修について、各種制度等の周知を図ります。

① 地域福祉計画

No.	取組	内容
地- 34	バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちを目指します。
地- 35	住宅改修の周知	高齢者・障がい者の住宅改修について、各種制度等の周知を図ります。

② 高齢者福祉計画

No.	取組	内容
高- 61	高齢者の住宅改修の周知	高齢者の住宅改修について、各種制度等の周知を図ります。

③ 障がい者基本計画

No.	取組	内容
障- 49	障がい者の住宅改修の周知	障がい者の住宅改修について、各種制度等の周知を図ります。
障- 50	学校教育現場におけるユニバーサルデザインの推進	各学校において、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営や授業に努めます。
障- 51	公共建築物の整備・改善の推進	公共建築物については、障がいのある人の利用に十分に配慮するため、バリアフリー化等の整備に努めます。また、手すり、スロープ、視覚障がいのある人のための注意喚起機材等の維持管理を十分に行い、支障があれば改善します。
障- 52	民間との連携	公共性の高い建築物・施設等について、障がいのある人の利用に配慮した整備が行われるよう、助言等を行います。

[社会福祉協議会の取組]

No.	取組	内容
社- 58	広報活動の充実・さまざまな媒体を活用した情報の発信	社協だより、ホームページを活用し、ユニバーサルデザインによるまちづくりの必要性、重要性の啓発に努めます。
社- 59	小中学校総合学習への支援	小中学校における総合学習を支援し、福祉への理解を深めるとともに、車イス・アイマスク体験等を通して、ユニバーサルデザインによるまちづくりの必要性、重要性の啓発に努めます。
社- 60	児童・生徒への福祉学習（教育）の推進	福祉教育教材「ともに生きる」を配布し、高齢者や障がい者などに対する理解を深めるとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくりの必要性、重要性の啓発に努めます。

[住民に期待する行動目標]

- 地域において障壁(バリア)となりうる場所の確認を行い、その改善方策を検討するとともに、駐車や駐輪が杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げとなることのないよう気をつけましょう。

第5章 障がいのあるなしに関わらず暮らせるまちづくり

1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標

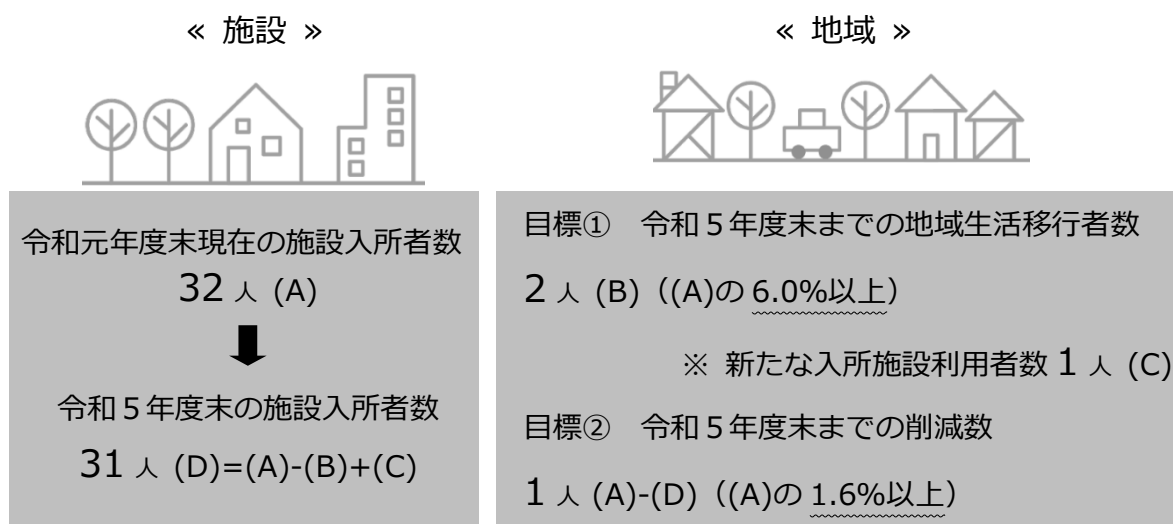
前計画では、国・県の基本指針に準じて、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するために令和2年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の5項目の成果目標の一部見直しを含め、7項目の成果目標設定が求められています。

本計画では、これまでの実績と本町の実状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。なお、新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

前計画では、令和2年度末までに、平成28年度末現在の施設入所者の9%以上(4人)を地域生活へ移行することを目標としていました。令和元年度末までの地域生活移行者数は1人で、令和元年度末までの目標値に対する達成率は25.0%となっています。本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援します。

数値目標：福祉施設入所者の地域生活への移行



※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した人の数。

【国の基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。

数値目標：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回/年
	協議の場の参加者数	5 人
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2 回

※目標値は令和 5 年度。

【国の基本指針】

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあたっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実【継続】

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。本計画では、令和 5 年度末までに町内に 1 つ以上の機能を持つ地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 2 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

数値目標：地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標値	町内の地域生活支援拠点等の確保数	1 か所
	運用状況の検証及び検討回数	2 回/年

※目標値は令和 5 年度。

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等【継続】

① 福祉施設から一般就労への移行

本計画では、国の指針に基づき、令和5年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることを基本とします。

数値目標：福祉施設から一般就労への移行

実績値	令和元年度の年間一般就労移行者数	7人
	令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数	26人
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数 (令和元年度実績の1.27倍以上)	9人

※目標値は令和5年度。

【国の基本指針】

・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。

② 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

数値目標：就労定着支援事業の利用者数

目標値	令和5年度の就労定着支援事業利用者数	6人
-----	--------------------	----

※目標値は令和5年度。

【国の基本指針】

・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等【継続】

① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

本町では、児童発達支援センター等を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援をより利用できる体制整備に努めてきました。本計画においても引き続き障がい児の地域生活支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を推進することを基本とします。

数値目標：児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

目標値	児童発達支援センターの設置	1 か所
	保育所等訪問支援事業の実施	実施

※目標値は令和５年度。

【国の基本指針】

- ・令和５年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１ヵ所以上設置することを基本とする。
- ・令和５年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、利用促進を図ることを基本とします。

数値目標：主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

目標値	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所
-----	-----------------------------	------

※目標値は令和５年度。

【国の基本指針】

- ・令和５年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも１ヵ所以上確保することを基本とする。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和２年度に、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、コーディネーターを配置しているので、今後も継続して進めていきます。

数値目標：医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

目標値	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
	コーディネーターの配置	配置

※目標値は令和５年度。

【国の基本指針】

・令和５年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

（６）相談支援体制の充実・強化等【継続】

① 総合的・専門的な相談支援

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。

② 地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、及び地域の相談機関との連携強化の取組を継続することを基本とします。

【国の基本指針】

令和５年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

（７）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【継続】

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加に努めることを基本とします。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

③ 指導監査結果の関係市町村との共有

本町が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施と、その結果を関係自治体と共有する体制をとることを基本とします。

【国の基本指針】

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

2. 障がい福祉サービス等の事業量見込み

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における活動指標（各種サービス事業量等）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年6月までの実績に基づく見込み値です。サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人／月：1か月当たりの利用人数

時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

（1）訪問系サービス

① サービスの概要

名称	概要
居宅介護	居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

② 利用実績及び見込量

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	時間/月	646	754	825	841	857	873
	人/月	37	44	39	40	40	41
重度訪問介護	時間/月	0	7	57	57	57	57
	人/月	0	1	2	3	3	3
同行援護	時間/月	36	48	48	48	48	48
	人/月	3	3	2	2	2	2
行動援護	時間/月	19	20	20	20	20	20
	人/月	2	2	2	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

【見込量の算出の考え方】

給付実績のある居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、直近の利用実績に基づき第 6 期計画期間中の見込量を算出しました。ただし、重度訪問介護は、増加傾向ですが、令和 2 年度と同程度の利用量を第 6 期の見込み量としています。なお、重度障害者等包括支援については本町において対象者が限定されていることもあり、第 6 期計画期間中の利用は見込んでいません。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

名称	概要
生活介護	常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。 一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型・B型)	A型は就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。一方、B型は年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行うサービスです。
短期入所 (医療型・福祉型)	居宅で介助(介護)する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

② 利用実績及び見込量

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人日/月	1,252	1,265	1,291	1,293	1,295	1,296
	人/月	64	64	61	63	63	63
自立訓練（機能訓練）	人日/月	4	4	30	24	15	15
	人/月	1	1	2	3	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日/月	17	2	13	13	13	13
	人/月	2	1	1	1	1	1
就労移行支援	人日/月	371	381	333	414	434	454
	人/月	21	19	19	20	21	22
就労継続支援 A 型	人日/月	643	721	754	769	784	799
	人/月	34	37	39	40	41	42
就労継続支援 B 型	人日/月	695	829	911	1,015	1,079	1,145
	人/月	43	48	50	54	57	61
就労定着支援	人/月	1	1	2	3	3	3
療養介護	人/月	9	9	9	9	9	9
福祉型短期入所	人日/月	62	81	69	69	69	69
	人/月	13	16	14	14	14	14
医療型短期入所	人日/月	12	15	13	13	13	13
	人/月	4	5	3	3	3	3

【見込量の算出の考え方】

日中活動系サービスについては、直近の利用を考慮し第 6 期計画期間中の見込み量としました。

(3) 居住系サービス

名称	概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題は無いかな、公共料金や家賃に滞納が無いかな、体調に変化は無いかな、通院しているかな、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うサービスです。また、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応や適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助	共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている知的障がい者・精神障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話を行うサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	20	21	25	28	31	33
精神障がい者の共同生活援助	人/月	5	9	8	9	9	10
施設入所支援	人/月	33	32	31	31	31	31

【見込量の算出の考え方】

居住系サービスについては、直近の利用を考慮し第6期計画期間中の見込み量としました。

(4) 相談支援

名称	概要
地域相談支援(地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。
地域定着支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。
計画相談支援	障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やかかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域相談支援(地域移行支援)	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の地域相談支援(地域移行支援)	人/月	0	0	0	1	1	1
地域相談支援(地域定着支援)	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の地域相談支援(地域定着支援)	人/月	0	0	0	1	1	1
計画相談支援	人/月	217	227	240	246	253	261

【見込量の算出の考え方】

地域相談支援(地域移行支援)については、精神障がい者1名、その他障がい者1名を見込んでいます。地域相談支援(地域定着支援)については、精神障がい者1名、その他障がい者1名を見込んでいます。計画相談については、第5期計画期間中にサービス利用者が増加しており、その増加率を考慮して第6期計画期間の見込み量としました。

3. 児童福祉法上のサービスの事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障がい児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障がい児通所支援とその利用に必要となる障がい児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

1) サービスの概要

名称	概要
児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのある子ども、または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
障がい児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障がい児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

2) 利用実績及び見込量

	単位	第 1 期実績			第 2 期見込量		
		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	人日/月	230	191	275	295	315	335
	人/月	20	18	19	19	19	19
放課後等デイサービス	人日/月	1,132	1,358	1,602	1,988	2,409	2,867
	人/月	81	96	114	133	151	169
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1	3	4	5
	人/月	1	1	1	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	5	5	5
	人/月	0	0	0	1	1	1
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	126	144	148	164	183	202

【見込量の算出の考え方】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、第 5 期計画期間中の利用実績を勘案して第 6 期計画の見込み量としました。居宅訪問型児童発達支援については利用実績こそありませんが、決定を行った実績が 1 件あることから、第 6 期計画期間中の見込み量として 1 名分を計上しています。医療型児童発達支援については利用実績が無く、今後も利用に繋がりにくいものと見込んでいます。

障がい児相談支援については、第 5 期計画期間中にサービス利用者が増加していることから、その増加率を考慮して第 6 期計画期間の見込み量としました。

3) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、以下の通り、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障がい児の受入れの体制整備を行います。

計画期間中は、「第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画（うみっ子未来プラン）」とも連携を図り、当該目標を踏まえて教育・保育の提供体制の確保を行うよう努めます。

	単位	受入実績	定量的な目標（見込み）		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	41	42	43	44
認定こども園	人	3	3	4	4
放課後児童健全育成事業	人	16	22	22	22

4. 地域生活支援事業の事業量見込み

本町では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

(1) 必須事業

名称	概要
相談支援事業	① 障がい者相談支援事業 障がい者や障がい児、保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。 ② 糟屋中南部障がい者（児）地域自立支援協議会の設置 地域の障がい福祉に関する諸問題に対して、問題解決に向けた中核的な協議の場として、「糟屋中南部障がい者（児）地域自立支援協議会」を設置しました。 ③ 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者、または精神障がい者に対し、成年後見制度の申し立てに必要な経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	手話通訳者の派遣や、手話通訳者の設置により、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の人との意志疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人等との交流活動を促進するために、日常会話程度の手話表現を習得した手話奉仕員を養成する研修を行います。
日常生活用具給付事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。個別支援が必要な障がい者に対して、マンツーマンによる支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センターの機能を充実強化します。具体的には、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人とその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業です。

1) 利用実績及び見込み量

		単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
			平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談支援事業	①障がい者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
	②地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1
	③成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1
意思疎通支援事業		人	9	11	12	14	14	14
手話奉仕員養成研修事業		人	3	中止	中止	7	7	7
日常生活用具給付事業	①介護訓練支援用具	人	2	7	2	4	4	4
	②自立生活支援用具	人	5	3	4	4	4	4
	③在宅療養等支援用具	人	5	11	4	7	7	7
	④情報・意思疎通支援用具	人	2	6	2	3	3	3
	⑤排泄管理支援用具	人	79	77	78	78	78	78
	⑥住宅改修費	人	0	0	0	1	1	1
移動支援事業		人	34	36	30	33	33	33
		時間	3,646	4,853	2,817	3,772	3,772	3,772
地域活動支援センター機能強化事業	①地域活動支援センターⅠ型	か所	1	1	1	1	1	1
		人	12	8	8	10	10	10
	②地域活動支援センターⅡ型	か所	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	③地域活動支援センターⅢ型	か所	2	2	2	2	2	2
		人	11	11	11	13	13	13
自発的活動支援事業		人	1	0	1	1	1	1

(2) 任意事業

名称	概要
日中一時支援事業	日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、日中活動における創作の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。
自動車運転免許取得助成事業	障がい者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加への促進を図る事業です。
自動車改造助成事業	障がい者自身が運転するために必要な、自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加への促進を図る事業です。
訪問入浴サービス事業	居宅介護等の利用では入浴が困難な在宅の障がい者等に、専用の浴槽で入浴サービスを行う事業です。
医療的ケア児等在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児（者）の看護や介護を行う家族の負担を軽減するため、医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護の利用に係る費用を助成する事業です。

1) 利用実績及び見込み量

		単位	第5期実績			第6期見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用見込み者数	人	9	12	6	9	9	9
	延べ利用見込回数	回	177	198	58	144	144	144
自動車運転免許取得助成事業		人	0	0	0	1	1	1
自動車改造助成事業		人	0	0	0	1	1	1
訪問入浴サービス事業		人	-	1	1	1	1	1
医療的ケア児等在宅レスパイト事業		人	-	-	2	4	4	4

【見込量の算出の考え方】

必須事業、任意事業共に利用が増加していくものと考えていますが、令和2年度を中心とした新型コロナウイルス感染症予防のため、利用が減少していくことも考えられます。

5. サービス見込量等確保のための方策

(1) 訪問系サービス

サービス利用者の増加に対応し、サービスの需要の確保を図りながら、障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施します。

また、利用者には障がいのある人が利用するサービスを選択する幅を広げるための事業者情報の提供に努め、事業者にはサービスの質の向上を図るため、技術・知識の向上を目的とした研修会や講演等の情報提供について必要な支援を行います。今後とも事業者との協力・連携によりサービスの質と量の確保を図り、適切な訪問系サービスを提供することができるよう努めます。

(2) 日中活動系サービス

今後とも、一人一人のニーズに見合った適切な就労の場の提供に努めるとともに、自立支援協議会や個別支援会議等を通じて、事業所、ハローワーク、行政の連携・情報共有を図り、一般就労を目指す人のステップアップのための支援策を検討します。なお、町内に必要な施設や不足が見込まれるサービスについては、既存の事業者によるサービスの拡充等を支援するなど、サービス量が確保されるような施策を検討します。

また、一般就労が困難な人に対しては、身近な場所で就労機会や生産活動の場を提供するとともに、収入向上につながるよう障害者就労施設からの物品等調達の拡大に取り組みます。

その他の生活・機能訓練等サービスについても、障がいの状態や希望に合わせて選択できるよう障がいのある人の日中活動の場の提供に努めます。

(3) 居住系サービス

障がいのある人の地域生活への移行・定着を進めるためには、主な移行先である共同生活援助（グループホーム）の充実が必要となります。障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、提供が可能な事業者と連携して計画的な住居の確保に努めます。

(4) 相談支援

障がい福祉サービスを実施している事業所だけでなく、介護保険のケアプラン事業所に対しても積極的に相談支援事業の指定を受けるよう促し、身近な相談支援の基盤整備に取り組むとともに、障がい特性等に配慮したきめ細やかな相談支援を行うため、相談支援の担い手が確保されるような施策を検討します。

(5) 地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じた事業を住民の意見を踏まえて実施していきます。

第6章 計画の実現のために

1. 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、地域づくりなど多岐にわたっているため、健康福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら計画を推進していきます。

また、地域福祉の推進の中心的な担い手である宇美町社会福祉協議会との連携はもちろんのこと、自治会、校区コミュニティ、民生委員・児童委員、障がい者団体、福祉事業者、学校、保育所、婦人会、シニアクラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、共働による地域福祉推進に努めます。

2. 社会福祉協議会の基盤強化

(1) 社会福祉法人制度改革による各事項の整備

No.	取組	内容
社- 61	地域における公益的な取り組みの推進	公益事業である社協本来の現実施事業の充実と、生活困窮者の自立を支援するふくおかライフレスキュー事業を行います。
社- 62	新たな経営組織体制の整備	定款、諸規程の改正に伴い、理事会、評議員会の権限や職務に関する経営組織を順次見直し、整備します。
社- 63	会計基準・経理規程の整備	厚生労働省令で定める基準に従い改正した新規程に基づき、適切な会計処理、運営に努めます。

(2) 自主財源の確保

No.	取組	内容
社- 64	赤い羽根共同募金運動の促進	赤い羽根共同募金運動の趣旨や意義を広く周知し、その使い道や配分方法についての理解を深め、募金運動を促進します。さらに、法人募金の開拓、募金箱の設置増に加え、募金百貨店プロジェクトの市場拡大を図ります。
社- 65	賛助会員への加入促進	社会福祉協議会が推進する地域福祉事業を周知し、理解を深め、地域福祉への住民参加のひとつとして、賛助会員の加入を促進します。また、有効な活用の方法を検討し、効果的な地域福祉の推進に役立てていきます。
社- 66	新たな財源の開発	地域福祉を推進するための財源を確保するため、新たな財源確保の研究に努めます。

(3) 社会福祉協議会の組織体制の強化

No.	取組	内容
社- 67	理事会及び評議員会の充実	関係機関、各種団体など住民参加のもと、理事会、評議員会を組織し、協議、研修を重ねながら地域福祉の推進を図るため、本会の適切な運営に努めていきます。
社- 68	職員育成研修の充実と体制づくり	職務、経験別等の育成研修の充実を図るとともに、職場外研修の受講および職場内研修の充実により、職員の資質向上をめざします。また、常に「費用対効果」を機軸に事業や事務の効率化を図り、職員間の連携を深める体制づくりをすすめます。

3. 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、健康福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検、評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

資料編

1 宇美町総合福祉計画策定会議委員名簿

名 前		所 属	役 職 名
1	塚本 博和	宇美町自治会長会	会長
2	岩松 紀信	宇美町小学校校区コミュニティ運営協議会	会長
3	土生 政勝	宇美町民生委員・児童委員協議会	会長
4	藤木 基莊	宇美町障害児(者)とともに歩む会	会長
5	恒吉 紀一	宇美町シニアクラブ連合会	会長
6	小川 明臣	おがわクリニック	院長
7	長谷川 剛	地域活動支援センター かけはし	施設長
8	三角 幸助	ケアプランセンター うみそらら	代表
9	緒方 健	福岡県粕屋保健福祉事務所	社会福祉課長
10	入江 和美	宇美町社会福祉協議会	事務局長
11	橋本 由里	宇美町立こども療育センターすくすく	園長
12	西田 マリ子	宇美町地域包括支援センター	管理者



2020年10月20日
宇美町町制施行100周年

第 2 次 宇 美 町 総 合 福 祉 計 画

令和 3 年 3 月

発 行 宇 美 町

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美 5 丁目 1 番 1 号
Tel : 092-932-1111 (代表) Fax : 092-933-7512 (代表)
<http://www.town.umi.lg.jp/>
